

# 1. 平成23年第6回郡上市議会定例会議事日程（第2日）

平成23年9月13日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	上村 悟	2番	田中 康久
3番	森 喜人	4番	田代 はつ江
5番	野田 龍雄	6番	鷺見 馨
7番	山田 忠平	8番	村瀬 弥治郎
9番	古川 文雄	10番	清水 正照
11番	上田 謙市	12番	武藤 忠樹
13番	尾村 忠雄	14番	渡辺 友三
15番	清水 敏夫	16番	川嶋 稔
17番	池田 喜八郎	18番	森藤 雅毅
19番	美谷添 生	20番	田中 和幸
21番	金子 智孝		

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	鈴木 俊幸
教育長	青木 修	市長公室長	田中 義久
総務部長	服部 正光	健康福祉部長	布田 孝文
農林水産部長	野田 秀幸	商工観光部長	蓑島 由実
建設部長	武藤 五郎	環境水道部長	木下 好弘
教育次長	常平 毅	会計管理者	山下 正則

消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	猪 島 敦
国保白鳥病院 事 務 局 長	日 置 良 一	郡 上 市 代 表 監 査 委 員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長	丸 井 秀 樹
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 補 佐	河 合 保 隆		

### ◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） 議員各位には、連日の執務、御苦勞さまでございます。この祭日でありましたが、食の祭典inぎふ郡上と、また、郡上凌霜隊、那須塩原、会津若松の交流会、たくさんの議員さんに参加をいただきましてありがとうございました。

それでは、ただいまの出席議員は、21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので御了承を願います。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には、16番 川嶋稔君、18番 森藤雅毅君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（池田喜八郎君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては要領よくお答えをなされますようお願いをいたします。

---

### ◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長（池田喜八郎君） それでは、12番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） おはようございます。

議長さんより許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行ってまいります。質問の前に資料を市長さん、それから教育長さんにお渡ししたいと思いますので、よろしく申し上げます。

今、お渡ししました資料につきましては、後ほど御説明をさせていただきますが、今回、私は前回に続きまして、市民の協力と郡上市の財政健全化についての質問を行います。これは、前回、私の質問の仕方が非常に悪かったためか、私の質問の趣旨が理解されなかったようにも思いますので、今回はこの財政問題と市民の協力といったことを一例に挙げて質問をしてみたいと思いますのでお願いいたします。

この一例というのは、ことしの4月に10%値上げをされました国民健康保険税の例を取り上げたいと思います。

この4月に10%値上げされましたが、この10%の値上げというのは、ことし急に値上げの話が出てきたことではないと思っております。数年前から、国保の会計のシミュレーションがされていた。また、我々にも、この郡上市国民健康保険の現状と課題について、医療費の状況といったこういった資料もいただいておりますので、恐らく大分前から、この国保税の値上げのことは考えてみえたと思いますが、こういったことが、国保加入者にどんな情報が与えられていたのか、そういったこともあわせて御質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 国保の約10%、平均の値上げをさせていただきましたけども、その経緯、情報提供についてということでございますが、御承知のように、平成16年の合併時に郡上市の国保税が決まったわけでありすけども、これも御承知のように平成20年、後期高齢者医療制度という国の制度が変わりまして、ここで後期高齢者支援金でございますとか、また、郡上市も、75歳以上の人が国保から離れたということで、前年比で約6,300名ほどの減少があったというようなことで、こういうような事情の中で税率改正を行わさせていただきました。しかしながら、20年度決算におきましては実質的に約4,200万円ほどの、それでも赤字というような現状でございました。

その当時、基金は4億8,000万円ほどありましたものですから、仮に状況が変わらないとしましても、国保税の改定については毎年行うというようなシミュレーションは持っておりませんでした。御承知のように、平成20年の9月以降、リーマン・ショックといいますが、世界的に非常な不況がございまして郡上市の保険税も、21年、22年、これを比較いたしますと1億円の減少、それから、保険料のほうは1億6,000万円というふうで、入ってくるほうが少なくなって出ていくほうが大きくなったというような現状がございました。

こういうような現状を踏まえまして、今回やむなく税率の改定をさせていただいたところでございますが、これは郡上市だけでなく、県下の多くの市町村が同じような状況であったというふうに聞いております。

特に、本年度は、そういうようなことがございましたものですから、広報紙の5月号では特集を出させていただきましたし、また、国保加入者の方には、ダイレクトメール等々チラシの詳細のものを入れて御理解を願ったところでございますので、よろしく願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

それで、この健康福祉部長がテレビに出られまして、基金を1億円取り崩し、一般財源からも、

1億円を繰り入れることによって保険税のアップを10%に抑えたと、皆さんに御理解と御協力をお願いしますと、お話になっておりますけれども、このお話を聞きましても、これから先のことが、私には少しもわからないわけでありませう。

また、市民の方も、どれほど理解してみえるのか、ちょっと疑問に思うんですが、この言葉じりをとらえると、10%アップというのは、ほんとに緊急緩和策のように思え、決して解決策ではないように私は思っています。

一体、現在基金残高がどれくらいあるのか、また、一般財源の繰り入れがこの先続けることが必要なのか、それとまた、このまま医療費が現在のように増大すると、さらなる国保税の値上げが必要になるのではないかと危惧しておりますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、まず最初に、基金の残高についてでありますけれども、先ほどもちょっと申しましたが、20年度末では、約4億8,000万円ほどの基金がございました。21年度につきましては、医療給付費が伸びたということで基金から1億1,500万円、22年度は2億5,000万円を取り崩して、その国保会計の運営に充てたという結果でございます。

今申し上げましたように、基金を取り崩したことによりまして、基金残高、23年度当初においては、1億2,500万円というような数字を予想しております。そういうことから、これからの医療費の伸びを加えますと、皆さん方への税率改定ということでの約10%の値上げをお願いしたということでございます。

ただ、この約10%の値上げにつきましては、23、24、25年度というようなことの3年間の思いであったわけでありませうけれども、残念ながら、24、25は、今のこの一般会計からの繰り入れだけですべて賄うというのは大変苦しい。まだ状況であるということも事実であります。

国のほうでさまざまな国保の改正のことも出てきておりますけれども、まだなかなか実態が見えない状況であります。我々としましては、医療費の給付も含めながら、国の動向をまた見ながら、国保の運営協議会のほうでもいろいろお話をさせていただきました。その結果、この一般会計からの繰り入れについては、今回またお願いを1億円したわけでありませうけれども、やむを得んという判断の中でさせていただきましたので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

（12番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 私は、この10%の値上げということをも10%でよかったのか、その辺のことも含めまして検証したいと思ひますけれども、この基金を取り崩すということは、これは過去の資産を食いつぶすということでありませうし、また、ことしの決算資料をいただきました。それによりますと、総人口に対する国民健康保険の保険者の割合、世帯数で45.9%、被保険者は29.04%と

なっております。そういったこの特別会計に一般財源を繰り入れるということは、会計の性格上を考えると、それなりの理由なり、また説明が必要だと私は思います。

だれも、公共料金の値上げを歓迎はしたくないことは当たり前ですし、また、行政内におかれましても、値上げをしたくてするのではないと思います。しかし、現在の我々の生活を守るために、将来、私たちの子どもや孫に大きなツケを残すことは避けなければと考えておりますが、この10%についてどうお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 国保会計の加入者の方が、郡上市内で29%から30%というような割合でございます。しかしながら、その人口比のみでなく、国保加入者の方々の現状を見ますと、前期高齢者の方が大変ふえておるといふ現状でありますとか、所得に関しましても、非常に経済動向によって所得が変動する方々が大変、その国保加入者の中に含まれておるといふようなことがありますし、また、年金受給者の方でありますとか、非正規労働者の方、その方々を含めると約7割ぐらい、もちろん自営業者とか、農林業者の方も中心であります。そういう方々が7割ぐらいを占めるといふ、非常に所得が低い方が、国保の中ではふえておるといふようなことがございます。

そういう中で、今議員お話にありましたように、全体では30%ほどの加入者でありますけれども、国保会計だけでは、なかなかそのことが維持できないということで、一般会計のほうからも繰り入れをお願いせんと、このことはなかなか維持ができんという現状でありますので、その辺の御理解をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

（12番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） そこで、この国保会計につきましての市民への啓蒙についてであります。

私たちが、健康福祉部からいただいた資料によりますと、郡上市の特定健診の受診率が、昨年度で47.3%、また、この特定健診の受診率と医療費の関係といった資料もいただいておりますけれども、この特定健診の受診率というのは、非常に生活習慣病の医療費削減に効果があるということも説明されました。

ならば、私は、この国保会計の加入者が、まず、この特定健診を受けていただく。この受診率を上げることが求められているのではないかと考えております。

また、国保税の収入は郡上市で約12億円、医療費のほうで32億円、2.7倍弱ですけれども、そういった現状も、この国保関係者にぜひとも啓蒙するべきじゃないかと思っておりますけれども、前回もお話ししましたが、かつてゲートボールが非常に流行したとき医療費が激減したといったことも伺っております。そんなことも含めまして、そういったことが政策的にできないのか。また、国保関係者にどういった啓蒙、特定健診も含めまして啓蒙されるのか、お伺いしたいと思いますので、よろ

しくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 武藤議員さんのお話の中でありました医療と健康というのは、絶対に離すことができないことでもあります。22年度、約32億円ほどの医療給付費がかかるということは、国保会計にとっては大変大きな課題であるというふうに思っております。

そこで、一つの手段、方法として、特定健診をぜひ受けていただいて早目に予防をしていただき、大きな病気にならんうちににかかっていたいただくことが健康維持につながるというようなことで今努めておるわけでありまして。

仮に、医療費、医療給付費の1割を減らせば3億円というお金になるわけでありましてから、その分、今回のような改定はなかったかもしれません。そういうようなことで、特に一つの方法としては、特定健診のほうを皆さんにお願いしております。

ちょっと、データを一つだけ見ていただいたほうがわかりやすいと思います。見ていただきたいと思いますが、特定健診の受診率と医療費の関係というものであります。

実はこれ、平成20年5月の国保の40歳から71歳の特定健診を受けていただいた方のものをちょっと、一番簡単なものを図式したわけですが、実はこの赤い折れ線グラフがありますが、この赤い折れ線グラフは、特定健診の受診率です。例えば、A市ですと、68.4%あったということです。

こちらは低くなっておりますのが、郡上市は、ちょうどここにありますけれども、43.5%であります。この水色の線が、1人当たりの生活習慣病の医療費であります。特定健診が高いところについては、医療費が1カ月でありますけど、3万2,450円という形で特定健診が高いほうからこう低いほうと、この水色のグラフを見ていただくと、ちょうどバツ点といたしますか、なっております。

これ、一つの例でありますけれども、このように特定健診の高いところは、やはり医療費のほうが少ないとおるといような、一つはデータがございましてますから、我々も、こういうものを参考にしながら、ぜひ市民の方々に受けていただいて、医療費が少なくなれば健康で、今のような国保のような問題も、少しずつは解決していくのではないかとというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（12番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） ぜひとも、健康保険加入者への啓蒙をなされて、医療費が少なくなり、郡上市の財政にプラスになるようにしていただきたいと思いますが、実は、前回この質問をしましたときに、市長の答弁の中に、「財政の健全化と結びつけると、財政が大変厳しくなったので、我々が市の仕事をやらされているというようなことになってはいけない」と答弁されました。

私、この言葉に非常に違和感を持ったわけですがけれども、まさに行政のプロの答弁かなという気

もしましたけれども、公共料金の値上げ、今のような国保税の値上げもそうですし、公共施設の縮小等々、市の財政状況は、市民の生活に大きな影響をすることは、これは破綻した夕張市を見れば、皆さんよくわかっていることだと思いますし、また、現在の岐阜県の財政状況を見れば、岐阜県の財政状況で岐阜県民、または、郡上市も非常に影響を受けていることは、市民には理解されていることだと思います。

私は、この財政問題をぜひ市民と協働するべきだと思うんですけども、先ほど冒頭に皆さんにお配りしました資料の一つ、これは、先日8月22日に産業建設常任委員会で視察をしました真庭市の広報「まにわ」の別冊ですね、これ別冊をつくられて、平成23年度予算の概要といったことで、この別冊をつくってみえます。

この別冊ですけれども、非常に子ども向けにつくってあるんですね。子ども向けということは、非常に素人向けにつくってあって、非常に私たちにもわかりやすい。これを見るだけで、この真庭市の財政の状況、予算がどんなふうに使われるのか、それから、今後の財政計画といったものも、非常にこう危機感を持つことが大切なんだというような状況でつくられておりますけども、こういった広報を出されるなりして、市民との情報の共有、または、市民の協働を呼びかけるということは、私は必要だと思いますし、ぜひとも、こういったことを参考にしていきたいと思っておりますけれども、これは、市長さんにお答えいただいたほうがよろしいかと思っておりますが、御答弁いただけたらと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思っております。

今御指摘のありましたこの市の財政という問題は、市民生活に大変大きな影響を与えるものでありますので、市民の皆さんと郡上市の財政状況に対する情報というものを共有しなければいけないというのは、私自身も強くそれを感じているところでございます。

この真庭市のお仕事、金の使い道、拝見をいたしまして、確かに今お話がございましたように大変感心をいたしました。私も、広報というのは、基本的に中学生の方が読んで大体わかるというようなやっぱりわかりやすさというものを持って、やはりやらなければいけないということを常々思っておるわけでございます。今後とも、さらに一層努力をしてまいりたいというふうに思っております。

この資料を拝見して思いましたことは、例えば、最初の基礎知識であるとか、あるいはその次の一般の会計の例のどこでもありますような円グラフであるとか、この辺のところまでは郡上市もいろいろやっておるわけでございますが、例えば、特別会計についても、これだけ丁寧に予算の状況を紹介しておられること、あるいは主要事業も、こういうふうに主なものをもって、それにコメントをつけて紹介しておられると。

郡上市の場合は、1行で何々に関する事業、幾ら、何億円とか、小さいもので何百万円とかって



というような形で、やはりどうしても舌足らずというか、まだまだ説明足らずというところがあると思います。

私も、特に、広報郡上については財政関係、常に担当者といろいろ打ち合わせをする中で、もうちょっとこうしてほしい、こうしてほしいということ、例えば注文をしております、一つずつ改善をしておりますが、例えば、毎年毎年、予算、それから決算の状況を広報郡上に載せるわけですが、単年度のことしか書かない。

そうすると、ここ数年間どういうふうな動きになっているのかというような、その年度間の経年変化というようなものが、ある程度、市民の皆さんにわかるようにとあって、そういうことも、ページ数をちょっと加えて入れてくれよというような形で今までも改善をしてきましたけれども、さらにそういう努力をして、こういう真庭市のような例、あるいは、さらには、こういう例えば予算の状況を非常に事細かに市民の皆さん、住民の皆さんに情報共有という形で広報しております先駆的な例は、北海道のニセコ町のことしのお仕事というような事例があるわけですが、そういうものを研究しながら、今後とも改善をしていきたいというふうに思っております。

ことしも、私はそういうようなことで、できるだけこの予算の状況を皆さんに御説明したいということで、ケーブルテレビでも20分以上の番組で、本年度の予算という形で「郡上どうや」という番組の中で解説をさせていただきましたが、果たして市民の皆さんにそれが届いたのかどうか、なかなか心もとないところもあるわけですが、一層努力をしてまいりたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

私、市長が言われました中学生レベルでって言われましたけど、私は小学校レベルでもいいと思いますけれども、非常に漫画を使ったりしてわかりやすく親しみやすい広報をつくってみたいです。ぜひとも参考にさせていただきたいなと思います。

ここの中には、市内の小中学生の児童や生徒数とか、いろんな情報が入っていますし、こういった形で市民にわかりやすく、市民と情報を共有させていただきたいなと思いますし、非常に今市長の答弁で心強かったのは、先ほど、ちょっと失礼なことを言いましたけども、私は、プロ目線というのは非常に困るな、素人と協働していく上では、素人目線というのは非常に必要になるのではないかなという気がしております。

ぜひとも、そういった行政のほうも、市民と協働すると言ってみえる以上は、もちろんプロ集団ですけれども、その目線をせめて、先ほど言われましたように、素人目線まで下げてお話し合いや協働をしていただくことが、今後必要ではないかと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたし

ます。

もう1点、先ほど資料をお配りしました。これは8月の初めに、滋賀県のほうに研修に行ったときの資料であります。ある先生からお配りいただいた資料なんですけれども、地域のつながりの希薄化と社会貢献意識の高まり、これは相反する資料のような気がするんですけども、それを配られて講演がなされました。

その裏に、これはちょっと古い資料でしたので、平成19年度版国民生活白書ということでしたので、2枚目からは、これ、私がインターネットできのう、インターネットの中の資料を印刷して今皆さんにお渡ししたわけなんですけれども、これ、ほんとにおもしろい資料なんです。人間関係について感じる、「難しくなったと感じる」63.9%で、人間関係が難しくなった要因、「地域のつながりの希薄化」、このようなことが書いてあるわけなんですけれども、ところが、町内会自治会の参加の度合いも月に1回程度が、68年で70%あったものが、これは3ページですけども、70%あったものが、月に1回が、2007年には12.7%に落ちているとか、それから、NPOのボランティアの参加状況とか、いろんな資料が出ております。

ただ、ここで注目すべきは、この社会貢献意識の高まりといったことが、3分の2あるわけですね。「余り考えていない」が32.2%、これは2010年、昨年ですけども、それから、「何か社会のために役立ちたいと思っている」65.2%、この数字を見たときに、これは一体何なんやというふうに私自身も思いました。

ほんとにそういった意識が、国民の方にあるのならば、もう少しこの世の中、変わってきてほしいんじゃないかなという気がしておるんですけども、ただ、ここにもうたっていますように、何かしたくてもできない状況というのも書いてあります。

地域の活動に参加しない理由の中で、これは3ページですけども、「活動する時間がない」ことが35.9、「全く興味がわからない」が15.1、「参加するきっかけが得られない」ことが14.2、「身近に団体や活動内容に関する情報がない」ことが11.1、「身近に参加したいと思う適当な活動や共感する団体がない」こと、このようなことがうたっているわけですけども、教育長には、ボランティア活動ということで質問を通告してあるんですけども、この郡上市も、市の職員が非常に減少しまして、各地でイベント・行事が行われるときにいろんな影響が出ていると思うんですね。

例えば、先ほど議長の言われました食の祭典ですけども、食の祭典に行った方が、「これは市の行事か」って言われましたので、「いや、これは市の行事じゃありませんよ、実行委員会をつくってやっておるんですよ」って言ったんですけども、役場の職員がほとんど駐車場の係をやってみえる。

「これは、市の行事じゃないんですか」って言われたこともありまして、「いや、そうじゃないんですよ」とお伺いしたこともあるんですけども、ぜひとも、こういった食の祭典なんかでも、観

光連盟であり、商工会とか、いろんな食の祭典実行委員会ができてやられるわけですから、こういった中に参加を呼びかけるという、機会があってもいいんじゃないかなっていう気がするんですけども、私は、そういったいろんな市の行事・イベントに市民の力が発揮できるような、そんなことが今後必要じゃないかと思うんですね。

そんな中でいろんな、これまでは、例えば青年団であるとか、婦人会とか、老人会とかいろんな、自治会も含めてですけども、どうしてもその組織での活動が多かった。私はもう少し、何ていうかね、頭をやわらかくして、いろんな趣味の会とか、志の会とか、いろんなそういった組織での活動といったことも、公民館活動であり、例えば、こういう食の祭典といった市のイベントでも、取り入れていくべきじゃないかと思いますが、その辺のことを含めまして、ぜひとも教育長にお伺いしたいと思いますが、まだ時間は15分ありますので、ゆっくりお話をいただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、私のほうからは、今、武藤議員に御質問いただきました地域社会、あるいは市全体の活性化のために新しい意味での組織的な活動を展開すべきではないかといった趣旨についてお答えをしたいと思います。

御指摘のあったように、地域社会、あるいは社会全体の活性化のためには、同じ趣味ですとか、あるいは同じ志で集まったそういう組織的な活動が、これからの中心になるであろうということにつきましては、今後を考えていく上に私は大切な視点であるというふうに思います。

それで、現在の地域の活動をちょっと振り返りしてみたいというふうに思うんですが、活動の傾向として、今地域社会の活動では、いろいろな組織がかかわって、そして、一緒に活動するということによって地域の行事ですとか、あるいは地域の活動を活発化させていくという兆しがあります。

以前は、土地のつながりという、いわゆる土地の結びつきによる活動ですとか、あるいは親戚といったようなその血縁関係によって結ばれるというふうな活動が中心という時代がありましたし、近年になっては、自治会、あるいは青年団、婦人会、女性会ですけれども、あるいは老人会、これもシニアの会というような今形になっておりますが、そうしたそれぞれの組織が中心になっていくという、そういう時代がありました。

最近では、こういう従来の組織に加えて、同級生の会ですとか、あるいはスポーツクラブなどの同好のグループですとか、また、ボランティアのグループといったような、そういう地域社会で組織的な活動をされる団体、非常に多様性を帯びているように思います。ある意味で地域社会の活動が、今までの組織を中心にしながら緩やかなネットワークで結ばれているという、そういう傾向を見てとっていいというふうに思っております。

そこで、こうした変化を踏まえて、地域社会における今後の活動について、郡上市総合計画の後期計画、このことを踏まえて今後考えていきたいというふうに思うんですけれども、郡上市総合計

画の後期基本計画の中では、「市民と行政の協働により自律するまち」として、地域づくり活動、市民活動、市民協働を推進しているとあります。

こうしたことから、現在ある自治会、それから、公民館、学校、こうした組織が同好の種の集まりですとか、あるいはボランティアのグループですとか、同年代の集まりですとか、または、その志をともにする集まりですとか、そういった自主的に活動しておみえになる組織と連携をしたり協力をしたりしながら、地域の行事、あるいは地域の活動といったような地域づくりの活動を展開していくということが、これからの課題であるというふうに思います。

そこで、この課題に対応をしている、あるいはしようとしているのではないかとと思われる現在の具体的な活動の例を挙げてみたいと思うんですが、活動の例としては、公民館と自治会に各種の組織や団体がかかわる地域づくりの活動、その内容としては、公民館や自治会が中心になって企画運営をする地域の行事に、あるいはその地域の活動にスポーツ団体ですとか、あるいは女性の会ですとか、あるいはそのシニアの会ですとか、そういった方が参加をされて活動を展開しているというケースがありますし、また、公民館の学習講座に市民のグループとか、あるいはボランティアのグループの皆さん方が指導者として参加をされるということによって、さらに組織的な活動が展開されるというようなケースがあります。

もう一つ、その活動の二つ目の例としては、学校と学校支援ボランティアが連携をするという活動の例があります。昨年度の実績ですけれども、学校支援ボランティアとして登録された方が582人おみえになって、延べの活動人数として、7,047人あります。

こういう活発な活動がされていますが、その活発な活動にこたえるというような形になっているかどうか、ちょっと疑問なところもあるんですけども、児童生徒も、地域の美化活動とか地域の行事に、延べ数で3万5,000人の参加があります。

これを1人当たりの年間で割りますと、大体1人8回から10回活動しているということになりますので、こうした事例をもとにして考えますと、自治会、それから公民館、学校と今後各組織や団体が、地域づくりの活動について一層活発に連携していくということが必要だろうと、そういうふうに思っておりますけれども、そうしたことを今後考えていくには、市の行政組織そのものも、地域社会の組織の変化を視野に入れながら、役割とか、機能とか、あるいは組織自体も、変わっていかなければならない要素があるのではないかとこのように思っております。

(12番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） はい、御答弁ありがとうございました。

最近、テレビで聞いた話ですけれども、東北への女性のボランティアが、非常に希望が多いと聞きます。郡上市の中でも、東北の被災地へボランティアに行かれた方もみえると思っておりますけれども、

私、こういったボランティアも当然必要だと思いますけれども、郡上市内でも、ボランティアは幾らでもできると思うんですね。

特に、私は、ひとり暮らしの御老人とか、いろんな介護の必要な方とか、ボランティアっていうのは、別に東北へ行かなくても地元で十分できるよっていう話をいつもするんですけども、なかなかどうもボランティアというと、被災地とかそういった特別なところに行ってやるのがボランティアだと思ってみえるという点もあるかと思いますが、これまた申しわけございません。これも、「第21号シルバー真庭」といった支え合い地域づくり事業を行っていますということで、シルバーの出されている、これは広報紙です。

これも、真庭でいただいたんですけども、これはしっかりとした、例えば、2時間1,500円ですとか、いろんな作業内容の中に、室内の清掃、手すりの取りかえとか、布団干しとか、食材の確保、中には話し相手なんていうのもあるんですけども、2時間で1,500円、こういった形でシルバーの活動してみえる。

これ、例えば、シルバー同士ですけども、例えば、一つの郡上市内のこういった事業をしようといったグループができて、それが、ボランティア的に地域の方、地域の御老人をシルバーの方が支えていくといったことができればいいなと思っております。

こういったことも含めまして、私は、いろんな活動を支援する。これは、この役場の中でどこがどうなさるのかわかりませんが、市民協働といったときに、やっぱり先ほど市長が言われたように、市の仕事をするという意識じゃなしに、自分たちが、この地域の社会のために何か役に立ちたいといった力をどう吸い上げていくかということは、やっぱり市の組織として、今度市民協働のあれができるそうでございますけども、そういったことも含めて今後進んでいきたいと思いますが、最後に、市長さんから、その辺の今後の自分の進められたいと思ってみえること、そういったことも含めまして御答弁なりお話をいただけたらと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、先ほど食の祭典で、私、ちょっと東北のほうへ、栃木、福島へ行っておりましたので、土日にはおりませんでした、恐らく、たくさんの職員が裏方として担ってくれたというふうに思います。

その行政改革の流れという中で、民にできることは民にというような形の中で、できるだけこれまで、かなり行政がかかわってきていたことを民間のほうへすっぱり、もう任せてしまうんだというような考え方も一つあるんですけども、やはり実態としては、相当行政が裏方といいますか、支えなければならない部分もあるのは現実でありますので、私は、でき得る限り行政も、いろんな形の上では実行委員会組織というようなものにも、でき得る限りのサポートをする必要があるという

ふうに思っております。

またその逆で、やはりこれからは、市民協働ということが言われるのは、地域の公のいろんな生活上のニーズの中で、やはり行政だけではできない分野、あるいは行政ではできない分野というものもあるということの中に、この市民協働というものが生まれてきておるといふふうに思っていますので、あるいはボランティア活動とか、そういうもののニーズもあるわけですので、やはりそれをぜひとも盛んにしてまいりたいといふふうに思っております。

岐阜県の中で見ますと、例えば、NPOの数であるとかそうした活動は、私はむしろ、郡上市はこの岐阜県内の中でも、どちらかといえば、活動が活発なほうであるといふふうに思っておりますが、さらに活発にしていく必要があるかといふふうに思っております。

先ほどお話がございましたいろんな公共的なこういう活動をしたいという方、あるいは現に活動をしておられるという方、志を持っておられる方々が、一生懸命やっていたいでいるんですが、さらに、そういう人たちが、自分の活動の中のタコつぼのような形で入ってしまっているだけではないので、やはり相互に連携をするというような形の中から、また新しい可能性が生まれてくるというようなこともあろうかと思っておりますので、そういう市民協働の活動をしておられる方々自身の横の連携をやはりとっていくとか、そういったことも今後、今いろんなことを検討中でございますけれども、一層進めてまいりたいといふふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

私は、先ほどお配りしましたデータを見ておまして、何か社会のために役立ちたいと思っている国民が65.2%といった、2009年には69.3%、7割近くの方が社会のために何か役立ちたいと思っているというこの数字を見まして、ほんとにこれがこうなら、日本はもっといい国になっているはずだがということを思いましたが、ぜひともこういった意識があるということも我々も思って、今後活動をしていかなければと思っています。

余り考えてないという人が、3分の1ぐらいみえることも事実ですけども、こういった意識をしっかり大切にしながら、私たちもそうですし、行政のほうも進んでいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（池田喜八郎君） 以上で武藤忠樹君の質問を終了いたします。

---

◇ 森 喜 人 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、3番 森喜人君の質問を許可いたします。

3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） おはようございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきたいと思っております。

ただ、最初に少し時間をいただいて、実は、先ほども武藤議員のほうからありましたが、私は東北のほうにボランティア活動に行っていました。そのことのちょっと報告といたしますか、させていただきながら、郡上市の市政に反映できればと、また、ボランティア活動に反映できればという思いで発言をさせていただきたいと思います。

一度はぜひ被災地ボランティアに行っていたきたいという思いも込めて、ちょっと、私もブログを書いておりますので、1カ月前のブログをちょっと引っ張ってまいりまして、ちょっと読ませていただきたいというふうに思います。

7月9日、朝早く被災地、宮城県気仙沼へ向かいました。かかった時間は13時間、途中、今回、世界遺産に登録されました中尊寺を訪問いたしまして、何度となく訪れた方もみえたようですが、初めての私にとっては貴重な時間となりました。

白山信仰を通じての人と人の深い関係をじかに感じることもできました。1時間を費やし、早速気仙沼市へ向かいました。夕刻になっていましたが御案内をいただいて、崩壊した気仙沼港を初め、車中より被災地を目の当たりにしたのですが、テレビで見た光景ではあるものの、地震当日の揺れや津波の恐怖の実感は、残念ながら得ることができませんでした。

夜は、消防団の副団長さんを初め、地元の方々との交流の場を持っていただきました。一般のボランティアとはちょっと違うと思いますけども、地元の方々との交流からしか本当の気持ちを理解できないという会の考えがありました。被災者も、いろんな気持ちを知ってもらいたい、語り合いたいという気持ちをお持ちなのだということがよくわかりました。

しかし、幾ら話を聞いたところで、彼らの気持ちを理解することは不可能です。より苦勞した者しか人の苦勞を理解できないように、未曾有の震災経験者の気持ちを知ろうなどということ自体が、傲慢であるということに気づきました。そう思ったときに、初めて彼らの中に溶け込んでいた自分を感じました。

さまざまな震災地への旅行も企画されています。現場を一度は自分の目にしっかり焼きつけておくことも重要だと思います。被災地でお金を使って支援する方法もあろうかと思えます。しかし、彼らの気持ちを少しでも知ろうと努める努力は、もっと大切ではないでしょうか。被災された方に迷惑がかかるからといって交流を遠慮されている話も聞きますが、そこからは何物も生まれてまいりません。私自身も、彼らといかなる話をしたらいいのか不安でありましたけれども、彼らは求めているのだと知りました。

そんな中から、マスコミと現実のギャップも知ることができました。消防副団長の話では、マス

コミでは、日本人は優等生でこんな事態でも暴動など一切なく、みんな協力的に生活していると言っているのですが、真っ先に銀行は襲われ、ボランティアに来てくれた人にも、地元の間人がいたずらをしたことがあったということです。

彼らは、地元民にとってみますと、隠しておきたい事実なのかもしれませんが、彼らは、自分たちの恥部も語らざるを得なかったのだと思います。マスコミによってつくり上げられた美談に対する抵抗なのかもしれません。現場の現実を正しく知ってほしい。そして、早期の復興をと訴えているように感じました。

政治家に対する反発は極めて大きいものがあります。ちょうど、松本復興大臣が高圧的な発言で罷免されて、平野大臣が任命されたころでしたが、全く被災者をせせら笑うような話です。東北出身の大物政治家は、何をやっているのだらうという結論にもなりました。今こそ彼らの出番ではないかと。

また、ある会社の若い女性とも話す機会を得ました。気仙沼では、2,500人が当時犠牲になって1,200名がまだ行方不明のままでありました。私たちは怖くて外に出ることもままならないのです。この会社の従業員の方も一人なくなっており、親戚の方がなくなったり、いまだに見つからないという方の親戚も見えました。現地の方々にとっては、苦しみや悲しみ、そして、何とも言えない恐怖の中へ、私たちは何も知らず足を運んでいたのです。

7月10日、2日目、某会社の展示場にてそれぞれ一夜を過ごしました。寝袋も持参しましたが、気を使っていただき、敷布団と毛布を準備してくださいました。朝5時半ごろ白々と明るくなったと思うと、ハエに起こされました。梅雨が明け、東北とはいえ暑さは半端ではありません。震災地の港からは少し離れておりましたけれども、ハエの数には辟易いたしました。衛生面でかなり心配でありました。

7時半ごろから、それぞれ現場に行き、2.5メートルを超える津波に襲われたと思われる築2年の民家を掃除、泥すくいです。若い銀行マンの家らしく、なるべく壊すことなくきれいにしてほしいというのが家主の要望だったんですが、結局は床をはいでしまい、泥を除去しない限り使い物になりません。思い切った対応を余儀なくされました。ヒノキの大黒柱についた泥や、隅の隅まで浸入した泥は落とすことができません。一度海水に浸かった家は長くはもたないんです。

私たちA班8人は、それぞれに仕事を分担し取り組みましたが、とにかく人一倍汗かきの私は、暑さと流れる汗に苦しみながら、休憩をとりながらの作業となりました。

そして、10時40分、地震マグニチュード7.1による津波警報、避難勧告が発令されました。何となく臨場感を感じつつ、気仙沼南小学校へ避難したのですが、グラウンドにはつぶれた自動車体が山積みにされ、校舎のガラスは割れ、泥にまみれていました。

3階まで上りそれまでの疲れをいやそうと思ったのですが、この学校の児童が大勢犠牲になった



ことがわかったのです。汚れた黒板には、1年生から6年生までの児童の名前が書かれていました。1年生ナオキとかシホ、また、5年生コウジ、アキラ、すべて片仮名で名前だけでした。そして、半数近くには、斜めの線が引かれており、亡くなった子どもたちだと直観いたしました。

同じ子どもを持つ親として、手を合わせ涙を禁じ得ませんでした。わずかな時間でしたが貴重な体験となりました。1時間で警報は解除されましたが、地元の方々は疲れ切っているのだろっと思ひます。避難をしてきたのは私たちだけでした。そばに、既にその地域には多くの方は住んでおられませんでした。

3時まで休憩をとりながらでしたが、一生懸命頑張りました。終えてバスに乗り込んだときのおひは、自分でもひどいものだと思ひました。私たちが訪れたときには、既にボランティアの数は激減している様子でありましたけれども、いまだ震災中であります。私は、これからも機会があれば参加をしたいと思ひますし、ぜひ郡上市の若き青年たち、また、これから郡上市を背負う生徒たちにも参加をしてほしいと、心から願っているところであります。

日本の再スタート、みんなで苦しみを分かち合うことが大切であります。震災から1カ月後には「震災後」という言葉が使われましたが、いまだに震災中であります。こういったことを私ブログに載せさせていただきまして、そうした体験をさせていただいたわけであります。

そういう中で、ほんとに郡上市で何をすべきか、また、ボランティア活動とは何なのかということも、非常に強く感じさせていただきながら帰ってきたわけであります。

そこで、こうした意味で、後でまたちょっと少し話をしますが、今回は、水道事業の統合ということについて質問をさせていただきたいと思ひます。

これは、非常にギャップがあつてあれなんですけれども、非常に関連もあると思ひます。生活のライフラインのそうした充実ということもありますので、質問させていただきたいと思ひますけれども、平成21年度から、上水道料金が統一をされまして、さらには、平成26年までに下水道料金が統一されるという予定になっています。すべてにおいて、少し水道料金が下がるところもありますけれども、生活費がアップしていくというようなことで、非常に厳しい現状といひますか、あるんだというふうに思ひます。

その中で、今回、水道事業の統合事業のお話なんですけど、大変高鷲地域にとりましてはありがたい話でありまして、今まで非常に簡易水道、上水道がおくれていたというふうなことで、ほんとに市の配慮に心から感謝をさせていただきたいと思ひておりますけれども、今回のこの事業の経緯、これは高鷲のみならず、郡上市も含めた経緯をぜひお伺ひしたいと思ひます。

予算額であるとか、期間、それから具体的計画、周知、市民に対する周知の方法など、それぞれ質問させていただきますので、部長の答弁をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） それでは、今回の水道事業の経緯についてという御質問でございます。

郡上市の簡易水道施設等の統合事業につきましては、平成19年度の政府予算におきまして、簡易水道補助制度の見直しが行われ、経営の効率性や経営基盤の強化を図る観点から、離島などの一部を除いて簡易水道事業を上水道事業に統合することとされまして、簡易水道の統合を中心に置いた補助採択を行うこととされております。

ただし、激変緩和のための経過措置といたしまして、平成21年度までに他の事業と統合を完了、または、事業の統合計画を策定した場合に限り、平成28年度までは現行の補助制度により、簡易水道補助でございますが、補助対象とされたという経緯がございます。

そこで、合併により市として管理すべき水道施設が、当時66施設あったわけでございますが、そのうち30年以上経過いたしました施設を3割以上、3割近く抱える本市といたしましては、今後の老朽施設の改良を課題に持っておるところでございます。

そこで、すべての簡易水道事業等を上水道事業に経営統合、いわゆるソフト統合でございますが、する計画書を策定する中で、必要な施設改良等の事業、ハード統合という言い方になるかと思っておりますが、ソフト統合、経営統合と、その中で改良等を行うというような、ハード統合を行うというような二段構えというようなこととなりますが、行うことによりまして、老朽施設の解消を図ることといたしております。

なお、この統合計画書につきましては、平成19年度におきまして、和良統合簡水事業や高鷲町の鷲見簡易水道の改良事業を実施中であつたことから、平成19年度に策定をいたしまして、厚労省のほうに提出をし承認をいただいております。

そうしたことから、現在は、大和町の上神路地区の未普及地域解消事業、八幡町の相生簡水において農集排事業に関連をいたしまして、老朽管の布設がえ事業をこの簡水補助を活用させていただいて進めているところでございます。

具体的な施設改良等の事業計画につきましては、老朽化いたしました施設や簡易な施設などで維持管理上の課題や問題点が大きい施設を中心に、今後の水道事業の安全性や安定性及び維持管理上の効率性などを考慮いたしまして事業対象とする中で、非常に水源ということがございますので、デリケートな問題を抱えておることから、現在のところ、基本的な統合の枠組みの方向性という形を持つ中で、まずは、地元からの要請の強い施設を対象として、具体的な考え方を示しながら進めたいと考えまして取り組んでおるところでございます。

したがって、具体的な計画を進めていくためには、まずは、安全でかつ給水区域に対応した安定した水源の確保が先決でございますし、新たな施設用地等が必要な場合は、その用地の確保が

あわせて必要となります。

事業の周知の方法につきましては、施設の統合事業は、基本的には現在ある施設の更新事業でございます。事業区単位の改良方法によっても、周知方法は異なってくるというふうに思っております。

一例を申し上げますと、老朽化した浄水場や配水池、配水管などを単に更新するような事業の場合は、工事の段階で該当の加入者の皆さん等に周知をさせていただいて進めていくことになろうかと思っております。

また、既設水源や既設浄水場等を利用して給水区域の統合を行うような事業につきましては、まず関係する自治会に協議を行い進めてまいるということでございます。

また、新たな水源や施設用地の確保を伴うような事業につきましては、これは、高鷲地域がここに該当するかと思いますが、関係する自治会長さんとの協議や建設委員会等の設置も地元をお願いをして連携して取り組んでいきたいと考えております。そうした中で、順次周知を図りながら進めてまいりたいと思っております。

事業費というお話がございましたが、全く大概算でございますけれども、現段階では、平成29年度の経営統合のこともございますので、上水会計、公営企業会計として29年から経営をしていくということもございます。そうしたことから、現段階で投資の額としましては、おおむね50億円程度と考えております。これは全体でございます。市域全体、今のところ約九つくらいの事業区で実施はできんかというようなことを考えておりますが、その概算額でございます。

また、事業期間につきましては、簡易水道補助事業につきましては、先ほど御説明をいたしました関係から、平成28年度を事業期間の終期というふうに設定をいたしておりますし、上水道に關係いたします改良事業や統合事業につきましては、公営企業会計の流用資金を活用する中での実施を考えておまして、おおむね31年度を事業期間として予定をしておるといふ状況でございますのでお願いをいたします。

以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) ありがとうございます。

高鷲についての話になっていくかと思っておりますけれども、平成20年度に自治会のほうからそういう要望が出て、そこから非常に難しい水の問題であるということは、重々承知の上で御理解をいただいて、これから統合をしていただけるということでございますけれども、私も実はある地域の水道推進委員に選ばれました。私がやっていいのかと思ったんですが、そういった意味で、いろんな現場の事情もいろいろと知りながら今進めさせていただいております。

そして、何とかスムーズにこの事業を進めていただきたいという意味も込めて、この質問をさせていただいているわけであります。今回のこの水道統合の意義というのを私なりに考えているわけですが、先ほど震災のお話をさせていただきました。今まで高鷲町は組合をつくって各地域ごとに、小さな水道で賄っていたということでもあります。

しかし、非常に脆弱であり、また、私どもの水なんかは泥がまじるみたいなことがあって、とにかく非常に厳しい。また、震災が起きたときに、ほんとに寸断してしまえば終わりでありますので、そうした意味で、もっと広域的に考えていただいた上で、一部の震災だと思いますが、そうした中で統合しておけば、つなげておけば、少しでも水に苦勞しないのではないかとということも、まず一つあろうかというふうに思います。

そして、郡上市として管理をしていただくという意味で、非常に今の現状では非常に難しいわけです。雪の中を水道がパンクしたときに、夜中にですね、ほんとに水源がどっかわかんないようなところまで登っていったらかなきゃいけないというようなことで、そうしたことの市の管理、これからずっと今後管理をしていただくという中で、こうした水道統合施設にさせていただいて、管理しやすくしていただくということが、大きな意義があるんだというふうに思います。

そして、もう一つは、単なるその水道施設ではないと思います。私は、こうした水の事業、水道の事業というのは、やっぱり地域をいかにまとめていくかという、そういう重要な役割があるんだろうというふうに思います。

今まで高鷲内では、非常に大きな水の問題で、ある面分断された部分もあったというふうに思いますので、そうしたものをほんとにまとめていくといえますか、地域のまとまりという意味でも、この水道統合の意義があるというふうに思いますので、そうした点について、水道部長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） 水道施設の統合の意義ということで、3点ほど御質問をいただきました。震災等の災害時に対応するための施設間の補完性というような観点、それから、郡上市として将来にわたって管理しやすい施設というような観点、それから、今後の円満なまちづくりのためにどう取り組んでいくかというような観点でございますが、まず、1点目の施設間の補完性ということでございますが、もしくは地震対応というようなことでございますが、施設間を連絡管でつなぐことで施設間の立地条件によっても異なってまいりますけれども、施設の全部、または一部について、相互給水できるようにして補完し合うことで緊急時に補い合うことが可能となります。

ただ、低いところから高いところというのは、圧の関係で途中までしか上ってきませんもんですから、施設の立地条件にもよるということでございます。現在の施設間におきましても、そうした連絡管の布設事業を幾つか実施をいたしております。今後の事業におきましても、可能な限り取り

組んで冗長性の高い施設整備を目指していきたいというふうに考えております。

また、地震等の災害時の対応ということで、今回の統合とは直接関係ございませんが、全体の施設をさわっていくということから、特にその災害時、震災時には、安全な飲料水の確保ということが、非常に重要だというふうなことを今回の東北のその震災からも幾つかのその水道事業関係の情報が入ってきておりますので、その中で非常に重要ということを再認識いたしております。

そこで、非常に郡上市域は広いということで、補完し合える環境が、そうした中であるのではないかというふうに思っておりますが、まずは、旧町村単位ぐらいになろうかと思っておりますけども、その中で、現在ある大きな配水池がございますが、各地域の基幹的な配水池に、今、一部緊急遮断弁を整備いたしまして、万が一大きな地震が来ましたときには、管が破断すると漏水をして配水池の水は全部抜けてしまうという状況になりますので、緊急遮断弁を整備いたしまして、大きな配水池でまず飲料水の確保するような事業を、この統合事業の中であわせて対応してまいりたいというふうなことを計画いたしております。

それから、郡上市として管理しやすいことというような点でございますけども、先ほど触れられましたように、高鷲地域だけではございませんけども、現在の施設の中には、水源が浄水場から遠隔地の山中にありまして、かつ徒歩でしか行けない場所にあつて、冬季においては積雪が多くて徒歩でも近づくことが困難というような施設もございます。そうしたことから、緊急時の対応に課題がございます、利用者の方々に断水など御迷惑をおかけするという可能性があるという観点から、管理上の問題があるというような施設も実際にはあるということでございます。

安全な水道水を安定して供給していくためには、適時・適切・適正な維持管理が不可欠でございます。これら維持管理上の問題点を解消し、将来にわたって持続可能な維持管理のしやすいというふうな言い方にもなろうかと思っておりますが、施設を整備していきたいということを思っております。

また、今後の円満なまちづくりのためにというようなことで、どうその水道統合に取り組んでいくかという観点からでございますが、統合事業に伴いまして、新たな水源の確保が必要となる場合や給水区域の統合により、現在の水源地において取水量の追加をお願いするような場合も出てまいります。

また、施設の冗長性を確保するため連絡管の整備を計画すると、こちらの水をこちらのエリアに送ると、またその逆もでございますが、そういう水のデリケートな問題にかかわるというような部分でございますので、そういう連絡管の整備を計画するような場合も出てまいります。

今後におきましても、安心安全な水道水を安定して供給していくためには、郡上市の現下の状況、財政状況をかんがみますと、老朽施設の解消や簡易な施設の改良整備は、国等の支援を最大限に活用する中で、できるだけ広範囲の施設統合により実施をいたしまして、あわせて、今後の職員数の減少に対応していくためにも、施設数の削減を図っていく必要があるというふうに考えております。

事業を進める上におきましては、新たな給水区域に耐える水源の確保が、これは絶対条件でございます。また、その水源の確保には、地域住民の皆様の御理解と御協力が必要不可欠であります。

今後、事業に取り組んでいく中で、自治会長さんや推進委員さんの皆さん方と連携しながら、地域住民の皆様の理解と御協力をお願いするというような中で、できるだけ円満に解決をして事業を推進してまいりたいということでございますので、よろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） ちょっと時間がないので、交通安全の質問は、もったいないので次回に回したいと思っておりますので、よろしく願いします。

三つ目ですが、今後の取り組みと問題点ということなんですが、私も、水道推進委員ということで、先ほど申し上げましたように選ばれて、具体的に進めさせていただいておりますが、ことは、高鷲の場合は23年度、認可期間と、それから、24年度が事業着工というふうにお伺いしております。

ことしの状況なんですが、7月の14日に、いわゆる南北に分けるんですけども、北部は終わったそうなんですが、南部水道推進委員会が招集されました。これも、非常に遅いと、私は思うんですね。

それで、8月5日に、鮎走の自治会長に説明がありまして、8月18日の奉仕活動の折に、私と自治会長のほうでこういった事業を進めますよという話をさせていただいたんですけども、そのときに住民の方は、初めてこのことをお聞きになったということだと思います。

そうした意味で、非常にちょっと手が遅いのではないかとということが、まず一つありますので、ちょっと心配をしておりますが、その中で、平成25年度までが合併特例債ということですが、この事業につきましてはどういった財源を使われるのかと、ちょっと説明がありましたが、もう一度よろしく願いしたいと思っております。

それから、今までの施設ですね、統合した場合に新たな施設になるわけですが、その今までの施設をどうされるのかということ。

それから、水道推進委員をやって非常に抵抗があるといいますか、ちょっとあるのは、市からの提示案は絶対のものではないと思っております。そうした意味で、地域の事情と要望によってどれだけ変更の余地があるのかということ、それをちょっとお聞きしたいと思っております。そして、意見調整ができない場合、そういう場合はどういうふうになるのか、そういったことについて、ちょっと具体的に御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） 高鷲地域の簡易水道施設につきましては、先ほど議員の御指摘がありましたように、地元の自治会から改良要望もございました。

それから、平成20年の9月議会の一般質問でも、議員から合併時に市内統一料金とする中で、各地区、各施設の安定性の格差があり平等な対応をとというような御指摘もいただいております。

現在、高鷲地域の簡易水道施設は、老朽化の著しい施設や簡易的な施設もございまして、緊急改良的な措置で対応し、できるだけ御迷惑のかからないような取り組みもいたしておりますが、不安定要素が高い面もございまして、この機会に改良に取り組んでいきたいと考えております。

この推進委員会の話でございますけれども、この事業は、高鷲地域の事業に取り組むに当たりましては、ことしの2月でございますけれども、2月に自治会長会に御相談をかけた上で、そういう中で大方、先ほど申しましたような基本的な方向性を示すという中で御理解をいただいて、北部、南部でそれぞれ推進委員会を立てて取り組んでいくというようなお話になったわけでございます。

そうした中で、北部地域につきましては、たしか5月だったと思いますけれども、早い時期に推進委員会を立てていただいたということでございまして、南部地域につきましては、人選がくれたというようなことから、先ほど御指摘のような状況というようなことでございまして、お願いいたします。

平成23年度につきましては、この事業の進め方でございますが、おおむね北部地区と南部地区の2施設に統廃合するというような計画で、高鷲地域につきましては取り組みたいという考えでございますが、平成28年度は、新たな枠組みでの水道事業の認可業務を実施いたしまして、国庫補助の採択へ平成24年度に事業着手をしたいというふうに考えております。事業認可は、北部、南部、同時に取り組めれば同時に実施したいというふうに思っておりますが、地元調整が整い次第ということになるかと思います。

今後におきましても、市域の施設統合に係る認可業務をここ数年は毎年計画し、実施することになります。そして、平成29年度から経営統合して、上水と簡水を公営企業会計で行うということになります。

財源の関係で、起債の関係でございますが、合併特例債につきましては、郡上市では特別会計には出ておらないというような状況でございます。簡易水道施設統合事業では、起債といたしましては、簡易水道事業債、辺地債、過疎債を充てることといたしております。また、上水道の改良等では、上水道事業債を充てることといたしております。

今までの施設の扱いでございますが、これは、自治会に飲料水以外で使用というようなことでございましたら、払い下げが可能ではないかというふうに考えております。

また、市からの提案は絶対のものとはせずというようなことがございましたけれども、これも何度か申し上げておりますが、具体的な考え方を示す中で、現在、意見調整を行っているというところ

でございますので、安全で安定した水源の確保や維持管理上の問題、それから、各家庭の給水面も考慮して問題がなければ、調整も可能ではないかというふうに考えております。

それから、どうしても意見が調整できない場合はというようなことでございますが、こうした場合は、先ほど来申し上げております平成28年度に、国の補助事業の関係で事業完了をしないといけないというような現在の事情がございます。

そういうことから、どうしても整わない場合は、条件が整った他の地域の事業から着手するというようなことも出てまいろうかと思えます。できれば、南部につきましても、北部地区と一緒に進めたいというふうに考えておりますが、どうしても調整が整わない場合は、別々に事業認可取得を行い進めることになろうかと思えます。

いずれにしても、地元の意見調整次第となりますので、理解と協力を得るためにまた連携をいたしまして努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

(3番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） ありがとうございます。ほんとに具体的に御説明をいただきましてありがとうございました。

こういった事業が、ほんとにスムーズに進むためにということで、今回質問をさせていただきましたので、これ質問してなかったら、恐らくあんまり皆さん御存じない。ケーブルテレビを見られない方は、もちろん知らないんですけども、皆さんに周知という意味できょうは質問させていただきました。

最後に、市長さんに質問させていただきたいと思っております。私が、実は議員になってから非常にちょっと違和感を感じていたのは、何もかもこう決まって、議会で議論するんですけども、大体反対の意見もなくスムーズに決まっていくというような感覚がありました。

水道料金もしかりですし、ここに書きましたが、国保、先ほど質問もありましたけども、国保税につきましても去年の、私、文教民生委員会ですので、12月に実はその国保の税率アップのことも出てまいりました。

そこで初めてお聞きして、ほぼ4カ月ぐらいで決まっていったと、これは、私は別に反対をしたわけではありません。賛成をいたしました。もちろん、それは、聞かせていただければ、当然間違ったことではありませんし、必要なことであるということは、議員として、もしくは委員として自覚をいたしました。

それで、質問をされれば質問される方には、お答えをしているところであります。しかし、これが余りにも私にとってみても急でありますし、もちろん市民にとってみれば、余りにもこれは急な話だというふうに思います。



消費税を一つとってみますと、国において消費税というのは、これはなかなか上げられないんですね。これ、政権交代につながってきますので、なかなか上げられない。今でも上げてないわけですが、復興税という形でこれから上がっていくかと思いますが、この問題、そうした一つの税の問題については、非常に敏感になっているということも事実です。

そうした意味で、この郡上市については、この市から上程されたものは、とんとんとこう決まっていくなイメージがあるんですね。市民の皆さんにとってみると、何で、いつ上がったんだという感覚がある。であるとすれば、そうしたものをもう少し前もって、何かこう市民に伝えてこういったことをやりますよと、1年後にはこうなりますよというふうなことを、もうちょっと通告できないのかなということをも最初から思っていました。

今回、この水道の話があったもんですから、この質問をさせていただいて、ちょっと大きな話になりますけども質問させていただきます。

また、白鳥の中学校の建設についても、私、非常にとんとん拍子でいったなというふうに思うんですが、実は、非常に今何であそこにつくるんですかという声はかなり出てきてます。これも、もう少し前段階があってもよかったのではないかなと思いますけども、しかし、合併特例が25年で切れるということもあります。そうしたことは、市民にはわからないことですので、そうしたことをもう少し詳しく周知させることはできないのかということ、まず、これ一つの質問です。

それから、もう一つは、この水道推進委員をやりながら思ったんですけども、やはり本所と振興事務所との関係、連携です。このことが、非常に重要ではないかなと思います。私は、やっぱり水道事業、この現場で進めていくわけですから、これ管理も当然現場でやられるんだろうと思います。

そして、市民の方々が、声をかけやすいというのはやっぱり現場の職員です。そうした意味では、振興事務所の方々がやっぱりしっかりと入って、この計画にも入ってもらおうということが、そういったことが必要だと思います。

私も、実は推進委員をやるということで何度か、市から説明に1回ぐらい来てくれということをお願いしたんですが、オーケーしてもらいましたけども、当初はちょっと難しいと言われたんですね。説明に来てもらえないという話もあったんですけど、しかし、それはオーケーになりましたのでいいんですが、そうした意味で、本所と振興事務所の連携なり、そうした現場に対する説明なり、そうしたものがやっぱり市からしっかりとできるように、私は水道推進委員やっても、やっぱり細かいことはわかりませんので、そうした具体的な細かいことについては、1遍は来て説明してもらおうというようなことも必要ではないかと思っています。

そうしたことも含めて、ぜひちょっと市長、答弁をお願いしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。

いろいろな政策といいますか、あるいは事業を決定していくときに、私どもとしては、いろいろな手順を踏みながら決めていると思っているようなものも、案外と市民の皆さんには伝わっておらず、非常に唐突感というものを与えるというのは御指摘のとおりで、私もここ、これまで経験してきて最近感じているところでございます。

特に、いろいろ大きな施設の建設等の問題については、近隣の市においても、あるいは東濃方面の市においても、今現に問題とか争点になっているようなことがございますが、なかなか、ああしたことを進める際に、早くから事前にそのいろんな広く議論をしながら進めていってということが、当事者の立場からはやっているつもりですが、意外とできていないということは、謙虚に反省をしなければいけないことかなというふうに思います。

先ほど、武藤議員のほうからもお話がございました。国保についても、やはり私どもも、本当に国保税の引き上げというのは、やはり先ほど部長も答弁しましたように、昨年の中半の医療給付費が急増し出したというところから、危機感を持って本格的に検討し始めたということではありました。しかしながら、先ほど真庭市の例もございましたように、もっともっと国保会計の状況というもの、確かに市民の皆さんに手にとるようにわかっているならば、もっと唐突感はなかったかなというふうに思います。

あるいは、白鳥中学校の問題につきましても、過去の経緯を洗ってみますと、私が市長に就任をする前の平成19年の秋ごろから、白鳥地域審議会、あるいは白鳥地域の議員懇談会、あるいは白鳥地域の自治会長会といったようなところで、現在のような構想で改築をするということについてのいろんな構想、計画が話し合われているわけなんですけれども、それが実際には、非常に差し迫ってから立地論が出てくるというようなことになるということは、やはり私たちがもっと市民の皆さんにも広くそういう議論が行われてますよということをお知らせするという点については、努力が不足していた点があるのではないかなというふうにも思っておるところでございます。

今後とも、そういう意味で、確かにもう決めたというおろし方ではなくて、今こういうことが問題になっているというその問題の状況、課題の状況等から共有をしていくような進め方というのは、今後非常に大切だと思いますので、御指摘のように、私どもも、もう一度いろいろと点検をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

（3番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） ありがとうございます。

ことは、郡上高校が、ほんとに県下でベスト4となりました。全員野球で郡上市も頑張っていると思いますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で森喜人君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は予定どおり11時10分を予定いたします。

（午前10時50分）

---

○議長（池田喜八郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時09分）

---

◇ 古川文雄君

○議長（池田喜八郎君） 9番 古川文雄君の質問を許可いたします。

9番 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） おはようございます。

失礼いたします。議長さんより発言のお許しをいただきましたので、3点につきまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点目でございますけども、博物館・資料館の指定管理制度の導入による活性化についてでございます。

市内の博物館・資料館の入館料が、少しでも多くの方々に拝観をいただくために、ことしの4月から入館料が半額に改定されまして、あわせて、市内6館を対象としました共通の年間パスポート券も配慮をされたところでございます。平成18年度からは、開館時間を午前10時から4時までと短縮をされました。

このような中で、将来を考えますときに、それぞれの地域にあるすばらしい文化財、歴史資料館の保護・保存・伝承を初め、財政が厳しい中、より厳しい環境に立たされ、将来的に博物館・資料館の管理運営を大変危惧いたしております。また、郡上学におきましては、それぞれの地域のすばらしい歴史、文化、文化財について講座を開催されまして取り組んでいただいております。

拝観時間を短縮された年度からの入館状況はどのような状況で推移しているのでしょうか、また、市に学芸員がおっていただくわけでございますけども、この市内の6館をどのように指導対応されているのか、伺いたいと思います。

今後、将来に向けまして、それぞれの施設の管理運営、活性化を考えますときに、各地区、各施設に施設管理運営委員会、保護団体の方々等に運営を大変御尽力いただいておりますけれども、その方々も、年々高齢化の進行とともに大変苦慮されておられ、今後若手の皆様へのバトンタッチ、後継者育成をしながら伝承していかないといけない時期となっているのではないのでしょうか。

そこで、現在、市の直営管理からそれぞれの施設の管理運営委員会の方々を初め、若手の方々にも入っていただいた受け皿である組織、団体を御指導いただき、その組織に市の指定管理制度により運営管理をでき得る施設から委託することによって、保護、保存、伝承、イベント等活動が一層活発化すると思いますが、いかがでしょうか。

また、資料館等におきましては、設置されてからかなりの年数が経過しまして、高齢者、障がい者対応のバリアフリーの施設整備が十分でなく、美並のふるさと館におきましても、現場の施設の設置状況から階段がありまして、ますます高齢化が進行する中、受け付けされている方々が、おんぶしたりだっこしたり等々、介助をされておるのが現状でございまして、入館をされている方々からも、改善、修理の希望が寄せられておりまして、早急に整備していただきたい希望が大でございまして、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

まず、1点目の質問、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、古川文雄君の質問に答弁を求めます。

青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、博物館、それから、歴史民俗資料館等の指定管理者制度の導入による活性化という御質問についてお答えをしたいと思いますのですが、まず、博物館等への入館者の変化についての御質問がありましたので、そのことからお答えをしたいと思います。

博物館等市内の6館の入館者ですけれども、これは、年々減少をしてきておりました。したがって、入館料の値下げですとか、あるいはパスポート券の発行というような利用しやすい試みをしておりますが、昨年の同期と比較して、入館者数は残念ですけど、まだ増加というような方向ではありません。

少し数字を上げてお答えをいたしますと、各館の入館者ですが、昨年度の10周年記念事業を実施した郡上八幡楽藝館は、約1,500人の減少です。それから、フィールドミュージアムにつきましては、約600人の増加、そして、美並ふるさと館は、810人の増加で、6館を合計をいたしますと、昨年同期に9,186人であったのが、今年度は9,189人、今3人の増というところで、これは増加というように言い切ることはできないというふうに思っております。

それで、今後入館者をふやしていくために、取り組みとしてですけれども、郡上学の講座ですとか、あるいは生涯学習講座を博物館等で開催して入館者の増加というものを現在も試みておりますけれども、今後、企画展ですとか、あるいは特別展ですとか、そういった展示等の工夫がさらに必要だというふうに思っておりますし、もう一步、新しい学習指導要領の中で、博物館・資料館で学習を進めるということが強調されておりますので、学校の授業でも活用をしていただくように情報の提供等に努めていきたいというふうに思っております。

御質問の中にありました学芸員のかかわりですけれども、学芸員をすべて各施設に配置している

ということではありませんが、古今伝授の里フィールドミュージアムの所長が、博物館・資料館の統括という役割を担っておりますので、各地域教育課長が館長を兼務して管理運営に当たっているという、その総括的な仕事を務めさせていただきます。

また、大変多くの価値のある文化財を郡上市は所有しておりますので、今後、学芸員のそれぞれ専門的な立場からの各館へのかかわりについては、もっと研究、工夫をすべきところがあるというふうに認識をしております。

それから、指定管理者制度についてですけれども、指定管理者制度の導入につきましては、博物館、それから、資料館に展示されている文化財が、個人の所有であったり、あるいは神社仏閣の所有であったりしますので、そういった文化財の保護とか、あるいは管理にやはり検討すべき事柄が多いということで、今後の課題としたいというふうに思っております。

その理由ですけれども、大変展示をしている文化財の分野が幅広いこと、それから、年代もさまざまであり、また所有者もいろんな方がいらっしゃるということで、市が文化財を管理するという前提で貸し出しや展示の許可、あるいは理解をいただいているものもあります。

そういう意味から、管理運営委員会などによる指定管理者制度の導入につきましては、文化財の保護、あるいは管理という立場で多くの課題があるのではないかという指摘もありますことから、これは、今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

活性化を図るということで、今各館の文化財の保護活用については、本当にそれぞれの地域の文化財の保護審議会の皆さん方ですとか、あるいは関係をされる皆さん方に大変御理解や御協力をいただいて説明に携わっていただいたり、また、いろんな機会に参加をしていただいたりとかで感謝をしているところがございますけれども、議員が具体的な御提言になりましたその管理運営委員会につきましては、文化財の保護活用に今後助言や支援をしていただけるということで、貴重な御提言として承らせていただきたいというふうに思います。

こうしたその趣旨をこれからぜひ生かして、それぞれ博物館の運営協議会の設置、そういったものも検討しながら、どの館でもそれぞれの館で企画、あるいは運営、さらには、入館者の増についてのいろいろな御意見や御助言をいただけるようなそうした仕組みとして、今後ぜひ活性化の工夫の一つとして取り上げていきたいというふうに思っております。

それから、施設の改善の件ですけれども、実際に資料館、あるいは博物館で、高齢者や障がい者の利用しやすい施設になっているかどうかということにつきましては、これは、正直申し上げて十分ではございません。

したがって、各施設について、今後利用者の立場から改めて利用上の問題点、それから、改修の緊急性や可能性については調べていきたいということを思っておりますので、そうしたその調査に基づきながら、また当然、建築基準法ですとか、あるいは消防法との絡みもございますので、

今後、調査した結果に基づいて改修の規模、あるいは程度、さらには財源の見通しを持ちながら改修の計画を立てていきたいというふうに思っております。

(9番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 古川文雄君。

○9番(古川文雄君) 細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございました。

今、大変いい話をいただいたと思っているんですけど、まず1点、僕もちょうど期待しておりましたら、教育長さんのほうからいい答弁をいただいたところでございますが、特に、小中学生含めて、学校の新しい指導要領に基づいてぜひともという話をいただきました。

これも、私ちょうど願っておりましたところの答弁でうれしく思っておりますし、非常に、郷土のすばらしさといいますか、あわせて歴史を知っていただくために学習会を、ぜひともこのすばらしいそれぞれの地区に博物館、資料館ございますので、大いに常設、また常時、子どもたち児童生徒が体験できるような会をぜひとも確保いただきたいということで、よろしくお願いを申し上げます。

それから、指定管理者制度の関係でございますけれども、ただいま教育長さんが申されましたように、所有者の状況とか、また指定関係がございまして難しい、厳しい面があることは存じておりますし、当然やはりそれは基本として守っていかないとということ、一遍にすべてということは無理だと思っておりますので、やはりかといって、今より活性化していくためにはどうしたらいいかということを考えた場合に、やはりこの方法も有効な手段ではなかろうかということを思いますので、でき得る施設から、おいおいこの指定管理制度を取り組んでいただくことによりまして、地域も責任も感じ非常に熱も上がってくるのではないかとこのように思っておりますので、どうかいい方向で早目をお願いしたいと思いますし、あわせて、非常に関係者が高齢化されておりますので、若手の後継者のためにも、ぜひともこの辺も含めて御指導、御検討をいただけるとありがたいと思っておりますし、強く要望していきたいと思っておりますのでお願い申し上げます。

それから、もう1点の施設のバリアフリー化の件でございますけれども、よその地域の施設を十分把握をしておりますもんで、美並のふるさと館の例を申し上げましたけれども、今その美並のみならず、あちこちの施設にそういう問題があろうかと思っておりますので、早い機会に把握をいただいて、かといって、財政的な面も、経費もかかることでございますので、計画的にできるだけ早期に整備をいただきますようお願い申し上げます。1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目につきましては、高速道の休日上限1,000円廃止等に伴う市内観光入り込み状況と対策についてでございます。

ことしの春3月11日には東日本大震災があり、つい先日の11日に半年6カ月を迎えたわけがございますけれども、かつてない未曾有の大災害となりまして、日本じゅうが被災状況を目の当たりに

しまして、お見舞いの心と当分の間、自粛ムードに包まれる期間が、震災後から4月いっぱいごろまでと言うと御無礼かもわかりませんが、そんな雰囲気より強かった時期ではないかというふうに思います。

あわせて、そのような状況の中、県内郡上市におきましても、計画をされておりました宿泊客とか旅行者が、次から次へと相次ぐキャンセルが続いたというふうに聞いておるところでございます。

また、6月19日をもちまして、高速道路上限1,000円制度が廃止されました。大震災の影響と高速道路上限1,000円制度が廃止されたそのような状況下の中、ゴールデンウィークからこの夏、踊りなどにおける市内の観光入り込み客の状況、中でも、東海・関西地方等、国内からの方々の状況、また、外国人の方々が原子力放射能の話題から極端に減少しているというふうに聞いておりますけれども、どのような状況にあるのか、あわせて消費の動向はいかがか、お尋ねをいたします。

また反面、高速道路から国道・一般道の通行される方もふえてきたのではないかとこのように思っておりますが、そんな中、新たな展開も期待できるのではないかとこのように期待しておりますが、いかがでしょうか。

先日の9月8日には、岐阜県におかれましては、震災と高速自動車道の影響を受けて入り込み客が落ち込んでいる中、今後の対応を含めた県の緊急観光戦略会議が開催され検討をされております。

郡上におきましても、これから本格的な秋から冬への観光シーズンを迎えるに当たりまして、郡上市の観光産業の活性化を願い、戦略会議を初め、高速道路1,000円制度廃止、最近の経済状況等踏まえて、市または観光連盟におきまして、具体的な対策等取り組みはいかがか、お尋ねいたします。

2点目、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 蓑島商工観光部長。

○商工観光部長（蓑島由実君） この春から夏にかけて、また、これからの観光動態、あるいは傾向、あるいはこれからの対策についての御質問と思います。

ただいま議員さんおっしゃいましたとおり、実は観光産業というのは、非常に外的な要因とか、天候とか、景気動向、こういうものに非常に影響を受ける産業だということでございまして、ことは、そうしたマイナスの要因が多い年だったと思われまして。

このゴールデンウィークでございますが、4月29日から5月5日まで、去年と比較できる7日間で申しますと、入り込み客数が23万1,000人ということで、前年と比べまして6.7%の減でございました。

ただ、ことは、平日も挟みますが、連休が3日間長かったということで、5月8日までの10日間という集計でいきますと、27万8,000人ということでございまして、前年よりは12%増となっております。特に、連休後半、天候が非常によくなったこととか、あるいは個人客の駆け込みの需要

等もありまして、心配視されたような落ち込みはなかったということでございます。

震災以降、いろいろなことがございましたが、最初に月々の入り込みを申しますと、3月の入り込みは46万2,000人ということで、前年対比で11.4%の減でございました。非常に大きな減だったと思います。4月には、26万人ということで2.7%の減、5月には、45万1,000人ということで同じく2.7%の減、6月には、26万7,000人で1.0%の減と、次第に回復傾向が見られます。

7月、8月については、その動態調査、集計がまだできておりませんので、幾つかの観光地点での速報値ということでございますが、7月には、前年を上回る入り込みのそうした施設も多くあり、また、8月については、天候の影響も若干あったということですが、前年を少し下回ったというようなそうした傾向だったと聞いております。全体に見れば、ほぼ前年並みのところへ来ておる、回復基調にあるということでございます。

あと、外国人観光客のことについてもお尋ねですが、3月11日の震災直後から、ほとんどすべての宿泊、あるいはツアーの予約がキャンセルになってしまいまして、非常に大きな影響があったということでございます。国全体で、政府観光局によります国内の4月から7月までの4カ月の外国人入り込み数ですが、164万8,000人ということで、対前年比で46.2%の減少という非常に大きな国内での落ち込みでございました。

実は、郡上市においてのその外国人の入り込みですが、私も、最初は信用できなかったんですが、この4カ月の間に、実は前年を大きく上回っております。この4月から7月までの郡上市への観光客の入り込みは、220グループ、3,378人でございます。前年に比べまして、39.4%増加をしております。

これは、岐阜県が震災後、4月途中からいち早く、この中部地方や岐阜県は安全ですよという大きなキャンペーンを打って出まして、それに各市町村も乗ったわけですが、郡上市も積極的にそれに参加をして、いろいろなキャンペーンを展開いたしました。

また、おとし、去年と着々と積み上げてきました親日的な国、台湾、シンガポール、こちらの旅行者との非常に強いパイプができておりまして、その関係で4月の22日からツアーが復活してきました。4月には146人、5月には1,377人、6月には1,173人、7月には682人というように非常に順調なといいますか、前年をぐっと上回る入り込みがあったということでございまして、前年対比39.4%の増という、ほんとに思いがけない結果を得たということでございます。

あと、観光消費についても、お尋ねでございますが、実は、この観光消費について正確に推計ができるという手法というのがないわけでございますが、経済情勢が依然として厳しい中で、ことし上半期の市内の宿泊者数というのは、前年対比で11.3%、宿泊が落ち込んでおります。そうした傾向から、市内での消費というのは、落ち込んでいるということは考えざるを得ないところでございます。



また、市内の観光業者の方々の分析意見としましては、観光客の消費というのは、相変わらず低い。それから、自分の嗜好とか好みが非常に多様化をしてきていて、目的を持った消費行動があるということで、一般的なお土産を買うというようなことから、自分の本当にやりたいこと、欲しいこと、欲しい物にしっかりと消費をしていくというようなそうした傾向になってきているということが、感想として伝えられております。

これから、9月、10月に向けて、自動車産業のその土日操業というのもどんどん終わりつつあるというか、変わってくる、そうした情勢もありますので、この消費等もこれから回復をしてくるのではないかなと期待をしているところでございます。

あと、高速道路の1,000円無料化の廃止による国道への影響ということですが、ネクスコ中日本に聞いたところによりますと、高速道路の通行料というのは、廃止後には10%強の減少があったということです。高速道路のほうで10%の減少があったと。そして、市内の各インターチェンジでの出入りですが、こちらでも6%から8%の減少があったということでございます。ただし、この夏の行楽シーズンに向かっては、減少幅が小さくなっているという分析をされております。

あと、岐阜国道事務所によりますと、156号線の割引廃止前後での増減ということですが、国道の通行量が、およそ11%増加したと推計されております。そうした流れもあって、遠方からのナンバーの車は減少したわけですが、それと、総体的に国道の通行量がふえて、沿線のドライブインとか売店等が活況を呈するというようなそうした状況も一部には見られたということでございます。

それから、御質問は、これから秋冬にかけて、これからのシーズンを迎えるに当たってのいろんな対策等でございます。岐阜県と岐阜県観光連盟では、引き続き「ぎふを旅して日本を元気に！」というキャンペーンを大きく展開するというので、また補正予算も得て、国の内外で展開をされるようです。

郡上市においても、そのキャンペーンに参加して、積極的に売り出しをしたいと思っております。特に、市内の宿泊施設さん、あるいは観光施設の一部は、そのキャンペーンに乗っていろいろな利用者特典のことも打ち出しております。

例えば、2泊目以降の宿泊料金を20%割引しますよとか、あるいは、子どもさんの宿泊料金を2人目からは半額にしますよとか、あるいは、いろんな売店での割引をしたり、あるいは、売り上げの一部を東北の義援金へ回しますよとか、いろいろなそうした利用者特典を打ち出して売り出しているところでございます。

また、郡上市においては、着地型観光の商品を今までもやってきておりますが、さらに、こちらのほうを充実させて売り込んでいきたいと思っておりますし、また、この秋冬キャンペーンに向けて、市の観光連盟では、各地域とか地域の観光協会や観光業者と連携をしながら、大きなキャンペーンの展開をしていきたいと思っております。

それから、一つ紹介をさせていただきますが、この秋に市内の各所へ観光客を呼び込む一つの新しい企画として、観光連盟ではこうしたクーポンという、「クーポン」と称しておりますが、新しい割引きの券を広く発行してお配りをしているところでございます。

市内のいろんな観光施設、あるいは飲食店、あるいは温泉等がそれぞれ参加をしまして、ここには12の施設が載っておりますが、それぞれにいろいろな割引きのクーポンをつけております。これを観光客の皆さんはお持ちになって、いろんな施設を回る中で、その有利なこのクーポンの割引きのものを使っていただくというようなことで、このように2種類、今のところ発行しております。

これによって、お客様にはお得感があって、郡上市内を周遊するというようなそうした動機づけになってほしいということで、大いに期待しておるところでございます。観光案内所とか道の駅とか、いろいろなところでこれをお配りして、郡上市内の滞在時間を延ばし、あちこち周遊していただくというようなことを今、この9月1日から始めているところでございます。

以上です。

(9番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 古川文雄君。

○9番(古川文雄君) 細部にわたりまして御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

特に、今最後のほうにお話しいただいたクーポンの話は、大変これはユニークで効果のあるということで期待できるわけでございますし、期待しておりますが、あわせて、今、部長のほうからも答弁いただきましたように、やっぱり一般国道の交通量が多くなったということは、イコール、この7地域のそれぞれの観光協会との連携タイアップが非常により見直される時期だと思っておりますので、部長が申されましたように、市内の滞在時間をよりふやしていくためにいろんな提案を、さらなるよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

また、先ほど来申しております中で、この岐阜県郡上は、先般、私たちも委員会の研修で島根県の大田市のほうに行っていましたけど、あそこから見たら、はるかにこの岐阜郡上という地は、セントレア空港もあり、東海北陸自動車道、東名名神もあるということで、すばらしい立地に恵まれていると思って、ほんとにあのときも、郡上、岐阜はありがたいなというふうに思ってまいりました。

そのような中で、さらによりPRをいただきたいというふうに思いますし、特に、やっぱり郡上のこの産業観光にとって非常に大きいものがあるかと思っておりますので、さらに県とタイアップしながらよりきめ細やかにPRをいただいて、大いにふえることを期待しまして、どうかそんなことで要望やらお願ひを申し上げまして、2点目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

3点目でございますけれども、特定健康診査の進捗状況と医療費の状況についてでございます。

少子高齢化が進みまして、財政が厳しい郡上市におきまして、市民が健康であることは第一でとても重要なことであります。今春におきましては、医療費の急激な増大により、今年度4年ぶりに国保税率が、おおむね10%増額されまして、市からも一般会計から負担され、先ほど来話題になっておるところでございますが、来年度以降も一般会計からの負担増額が大きな課題であると思っております。

市民が健康であることは、市の財政にとってもプラスであります。平成20年度より国がメタボリックシンドロームに着目した健康診査及び保健指導を義務づけられまして、市としても、制度の改革や健診の重要性につきまして、広報紙を初め、各種団体に対しまして周知活動を行っていただいているところでありますが、しかし、その受診率は、国の目標値65%に対しまして、22年度推定では46.1%というふうに聞いておりまして、約20%ほどの差があると思っております。

健康で生き生きと生活し続けることは市民の願いでありまして、年に一度の健診を受診するよう、市民、議会、行政一体となって取り組む必要があることから、その旨を郡上市議会としましても、ことしの3月議会で決議し、私たちも責任を感じているところでございます。

医療保険者に義務づけられました特定健診、特定保健指導ですが、各市町村においては、平成24年度までに65%の受診率を達成する必要があるとしまして、受診率の向上に向けた取り組みの必要性があるわけでございます。

先日、美並町の夏祭り会場におきましても、美並振興事務所、健康課、保健師、職員の皆さん方で構成されました「AKB」という団体で、「あなたの健康バックアップ隊」ということで、すばらしい方々が、夏祭り会場のステージ上におきましてPR活動をされておりまして、本当にありがたいことやと思っておりますことと、大変御苦労さまでであると、またすばらしさを感じて御苦労さまでありました。ありがとうございました。

具体的に、健康診査の受診率向上を約20%目指すためにどのように活動され、受診率はどのような状況で推移していくのかを教えてくださいたいと思います。

また、健診される場所が、合併前の町村の段階では、各地区において健診が行われておりましたが、郡上市誕生後は、美並町で申しますと、健康福祉センター「さつき苑」の1カ所ではないかというふうに思います。

高齢者も年々増加しておりますし、各地区ごとには申しませんが、少しでも健診が受けやすい体制、あわせまして、以前は母子健康保健推進委員さん等の協力も得ながら推進をされておりましたけれども、地域の関係者の御協力を得る等々、もっと身近な健診として設定をいただくことによりまして、より一層効果が、受診率向上につながっていくと思われませんが、検討する必要があると思っておりますけど、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

一方、医療費の増加の関係では、先ほど来話題になっておりますけれども、国保特別会計の保険給付費を見ますと、21年度は30億9,000万円、22年度は32億円、23年度は34億円と見込まれております。近年の急激な増加分析は、どのような要因で増加しているのか、また、健康増進の諸活動にも取り組まれているものの、今年度は何に重点を置きどのように進められているのか、お尋ねをいたします。

医療費の急増を考えますときに、緊急事態であり、一般会計の負担も大となっていきます。こんな中で、緊急事態宣言をし、健康づくり宣言も行いながら、市民の皆さんの健康づくりへの御理解と御協力をいただき、市挙げて取り組む必要があると思っておりますけれどもいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

3点目、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 時間がありませんので、簡潔明瞭にお答えさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

最初に、特定健診の受診率の向上と、それから、具体的な取り組み、その後につきましては、医療費の急激な増大についてという御質問であったというふうに思っております。

特定健診保健指導は、御承知のように、平成20年度に新しい制度として、特に早期予防ということと健診が主となりまして始まった制度であります。受診率につきましては、受診率を目標ということよりも、健康づくりのための手法としての受診率の目標を手法としてとらえておるわけでありまして、郡上市におきましては、20年度が43.5%、21年度は45.6%、それから、この22年度、まだ正確ではありませんが、46.四、五%ということで、若干でありますけれどもふえております。

岐阜県の受診率が、20年、21年は35.3、それから、22年は若干下がって34ということで、岐阜県の平均より10%以上は、郡上市のほうは受けていただいておりますという状況でございます。

取り組みについては、ただいま褒めていただきまして、大変ありがとうございました。美並の夏祭りで健康課の職員や振興事務所の職員も一緒になって、あのようなパフォーマンスで、難しいお話をするだけでなくパフォーマンスの中で、皆さん方に特定健診を訴えておるわけですが、きょう、ちょっと持ってきておりませんが、実はTシャツがあったと思っておりますが、あれ、全部自前で職員がお金を出し合ってつくったものでございます。

昨年は、郡上おどりの変装踊りでも、同じようなパフォーマンスをさせていただきまして訴えさせていただきましたが、そのほかには、それぞれの地区、自治会等へ回らせていただきまして、22年度は102回ほど、それぞれの地区、それから団体へ行って特定健診のことをアピールをさせていただいております。

それからさらに、それらを応援していただくという意味で、先ほど御指摘がありました母子保健

推進委員の方々、みえる方であるわけですが、郡上市全体では146名の方に推進委員になっていただいております。地区によりましては、受診票の配付でありますとか、回収のほうをしていただいております地域もございますけども、さらに、皆さん方には御理解をいただき、一緒になって応援をしていただきたいというふうに願っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

それから、受診をふやすための環境づくりということで、美並地域のお話を一ついただきましたけども、実は、特定健診前の制度では、6月、7月に健診日を設定しておりましたけども、この特定健診になりましては、6月から2月ということで大変健診期間は長期にさせていただきます。また、早朝受診していただくということで、朝7時から特定健診のほうも実施をしておりますということでございます。

ただ、会場につきましては、大変相談といたしますが、プライベートな御質問をするものですから、ある程度の会場の広さがないとできないということで、会場の集約を実は行っているというところで御不便をかけておるといのが現状であろうかというふうに思っております。

ただし、集団健診のみでなく、医療機関でも受けることができるということで、平成22年度では、11カ所の医療機関でございましたが、またいろいろお願いしまして、この23年度からは2カ所ふえまして、13の医療機関でも受けれる機会を得ております。また、地域の巡回バス等に合わせた受診日というようなことで、日程を設定しておるといこともございます。

最後に、国保の医療費のほうの関係でございますけども、いろんな要因はございますけども、一つは、前期高齢者の方のやっぱり医療費が非常にふえておるといことが実態であります。いわゆる65歳から74歳の方の医療費がふえておるといのが、非常にポイントであります。細かい数字を実は示してお話しすればいいわけですが、余り時間がありませんが。

それから、もう一つは、やはり生活習慣病であります。特に男性の生活習慣病で起きる医療費が非常にふえておまして、大体7：3ぐらいで男性のほうがかかっておるといことで、僕はいつも言うんですが、たばこをのんだり、それから、夜のいろんな会議があったり、お酒を飲む機会が男性のほうが多いといことで、恐らくそういうのが、生活習慣病としてのほうにつながっておるんではないかなといふふうに思っております。

さらに、もう1点は、やっぱり100万円以上の高額療養費の方の受診者が、今たくさんふえておるといことも要因の一つといふふうに思っております。

いずれにしても、大変大きな課題でありますので、市としても一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(9番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） ありがとうございます。

最後に、ちょっと市長さんにお尋ねしたかったんですけど、時間がなくなってしまいました、健康づくり宣言PRをぜひともよろしく願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で古川文雄君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時50分)

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

#### ◇ 金子智孝君

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君の質問を許可いたします。

21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ただいま議長から許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

3点にわたりまして一般質問申し上げますが、本定例会、9月定例会は御承知のとおりでございますが、郡上市の22年度の決算認定の議会でございます、大変監査委員さんのほうで膨大な監査の結果を報告いただきまして、議員の一般質問に関しましても、財政上の課題等々が質問するわけですが、こうした決算の審査の御報告の内容等につきましても、若干引用させていただきながら、一般質問をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御了解のほどお願いしたいというふうに思っております。

第1項目でございますが、これは、本年度スタートした3月定例会の時点におきましては、御承知のとおり、東北の大震災の発生がございまして、まさに青天のへきれきと申しますか、このようなことが世の中にあるのかというふうな惨状を目の当たりに私どもが目にするのができまして、この復旧・復興のために何ができるのかと、こうした状況の中で自分たちが何ができるのかと、そういう人生観を問われるような大災害に見舞われた現状でございます。

自来、半年を経過した中でございますが、今日なお、復旧・復興の姿が、なかなか目に見えてこないということの中で、国民はもとよりでございますが、被災者の皆様方におかれましては、ほんとに日常が闘いだというふうな思いがいたしまして、そうした皆様方に少しでも、よりよい復旧・復興の姿が一日も早くなることを願いながら、一般質問に参加をさせていただきたいというふうに思っております。

そうした大変厳しい日本の姿を目の当たりにする中で、若干明るい話もあったと思っております。中でも、特にスポーツの世界の中では非常に日本全体、あるいはスポーツの皆さん方、ひいてはファンの皆さん方にとりましては、非常に今夢のあるといいますか、希望の持てるあの女子のサッカーチームの活躍、スポーツ栄誉賞に輝かれたそうした粘り強いこの不屈の精神というものが、やはり根底にあったということの中で称賛をされた、そういうこともございました。

中でも、第93回ですかね、全国高校選手権大会のあの熱闘という姿が、全国民の中に非常に、そういう世の中だからこそ人間のきずな、決してあきらめることのない不屈の戦う姿というものが、新鮮なものとして目に焼きついた状態でございます。

そうした中で、特に岐阜県におきましても、あの9名の選手諸君が戦いました郡上高校の野球のあの姿というものも、ほんとに最近ではこのすばらしい一つの印象を与えたということでは、私は、その岐阜県民にとりましても、あるいはまた、郡上市民にとりましても、大変さわやかな一つのステージを提供してくれたことに対しまして、心からうれしく思っておる一人でございます。

その中で、やはりあの当時の新聞を見ますとそうなんです、**「郡上」**という言葉が非常に大きな活字となりまして、それぞれのステージで、大変勇気を与えてくれたということに対しましては、取り組まれた選手諸君はもとよりでございますが、それを支えてこられました保護者の皆さん方も当然でございますが、OBの皆さん方、あるいは学校関係者、ひいては、郡上市民の熱烈なファンの皆さん方に、大変大きな勇気を与えてくれたことにつきまして、うれしく思っております。

図書館へ行きますと、郡上市の新聞をまとめて郡上だよりといいますか、タイムズということでこういうふうにとじて報道してくれておりますし、それぞれの写真の展示会が、8月の31日まで展示をしてございまして、一つ一つの逆転をした、何といいますかね、晴れやかな姿、あるいは、よく言われておるんですが、何分にも選手宣誓をされた岡田君のすばらしい宣誓宣言といいますか、これが一つの勇気の根底にあるんじゃないかというような報道もたくさんありました。

そういうことの中で、私は、やっぱり郡上高校の同窓生の一人としても大変まれに見るこのうれしい出来事として、2遍、野球の観戦に参りましたが、偶然かなんか、3回戦とベスト8の試合を2回見たわけですが、これは勝利したステージを見ておるんですが、熱狂して母校の歌を、校歌を歌わせていただいた。これは非常に感激をしたわけなんでありますが、こうした一つの背景の中には、やっぱり宣誓の中にもありましたが、各紙称賛をしておりましたけども、あきらめることのないやっぱり闘争精神といいますか、不屈の気持ち、それと、もう一つは、やっぱりこの仲間を信頼するきずなの強さ、これが非常に大きな称賛的になつとつたというふうには私は思っておりますが、そうしたチームづくりをされました監督さんの一つの力もさることでございますが、何よりもこの仲間を信頼するという、非常に私たちにとりましては貴重な一つの姿を見せていただいたというこ

とに對しましては、大変、私は一つは凌霜の精神と申しますかね、そういうきょうびの成果も暗にあらわれてきたんじゃないかなというようなことを思っておりますが、そうした一つの姿に對しまして、せっかくの機会でございますので、市長のほうから、この若者のそういう姿、そして、何よりも選手の動きが生き生きとしておったと、チェンジして返るときの全力疾走、笑いというか、にこやかさ、これがもう、みんなの一つの心を引きつけた一つのかなめでなかったかというふうに思っておりますが、そういう姿に對しまして、市長からエールの言葉をまずいただきたいというふうに思います。なるべく簡略にお願いしたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 私も、この夏の郡上高校野球部のベスト4進出という大活躍をほんとに卒業生の一人として心から喜んでいる者でございます。特に、御指摘がございましたように、私も、全部の試合をテレビで見たわけではございませんが、見ておりまして、たしかいろんなピンチがあっても、投手、ピッチャーの選手がほんとに笑顔でみんなに心配するなど、またあるいは、野手が駆け寄って心配するなど言っていたようなそんな、ほんとにすがすがしいプレーを拝見して感動いたしました。

合言葉は、「ネバー、ネバー、ネバー、ギブアップ」と、ネバーを3回繰り返してギブアップと、これぞ、まさに凌霜の精神を英訳したものだといっても過言ではないんじゃないかというふうに思っております。

この間、先日、郡上高校の体育祭がございましたのでお招きを受けて行きまして、そこで若狭監督にもお会いをいたしましたし、また、ごあいさつの機会をちょうだいしまして、ほんとに郡上市民に元気と勇気をありがとうということをお礼申し上げました。

こうした形で、ぜひ今後ともこの郡上で育った子どもたちがこの地元の高校で、野球に限らずいろいろと活躍をしてくれるよう心から願っておる次第でございます。ともかく、今回のことしの夏の郡上高校の野球部には、心から拍手を送りたいというふうに思います。

（21番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） どうもありがとうございました。

一つ一つお示しすることはやめますが、ほんとに郡上旋風を巻き起こす。はつらつとした一つのナインの逆転劇、こういう大きな見出しが躍った新聞がいまだに焼きついておるわけですが、そうしたやはり活動の成果と申しますか、そういうものが、やはりこれからの青少年、若者に一つの方向を与えてくれる。一つの目標を与えてくれるという意味では、大変大きな成果だというふうに思っております。



今後やはりそうしたナインの活動をそれなりに検証しながら、また御支援を申し上げていくというのが、やはり我々の一つの課題ではなかろうかというような思いがございます。

そこで、一地方紙でございますが、強豪を次々と打ち破っていくそのエネルギーのもとに、やはり先ほど申しあげました結束の強さ、それから、明るさを決して失わない、仲間を信じる強さ、そういうものが根底にあったというふうに思っております、ただ、その中で、非常に環境としては厳しい環境の中で戦っていたということが、新聞記事にも掲げられてまして、「恵まれない練習環境克服」と、こういうふう書いてありまして、郡上高校の中のグラウンドは、やはりいろいろな一つの教育の場でありまして、単独で利用することはできないわけにありますから、2. 何キロ離れているところを郡上市の総合グラウンドを使っていただくと、その間はこの走って通っておられる。

その走る姿がね、ちょうどちの前の走るんですが、さわやかに走られてね、必ず声をかけてくれるんですよ。御苦労さまですとかね、そういう声、さわやかな姿がまた一段とよろしいわけがありますが、そうした一つの環境については若干ここで、学校からはね、そんな持ちかけられた話じゃ全くないんですよ。

しかし、そりゃ、これから甲子園を目指す。何とか決勝戦まで行ってもらって、甲子園でやってもらう姿を目に浮かべりゃ、こりゃ何とか頑張ってもらいたいという気持ちは当然のことでございますが、そういうことの中で、やはり何らかの持てる力があれば、できるだけの支えをしたいというこの思いもでございます。

一部、今の総合グラウンドのね、状況については、資料を前もって出しておきましたか、今あるグラウンドは大変広いグラウンドでございますが、多面的な活用をしておりますから、単独ですべてどうぞというわけにはまいらない状態、これは御承知のとおりでございます。

あそこは、いわゆる古いグラウンドでございます、若干その、これはお示しした内容でございますが、郡上高校の部室が、いわゆる北の端のほうにございまして、御承知のとおり大変老朽もしておりますし、窓のたて閉めもあんまりよくないような施設がございまして。

それと、もう一つは、要する選手にとっては大事な、ダッグアウトも古いものが今、これは、小さい写真であるのでなかなか見にくいと思うんですが、コンクリートの鉄壁のようなダッグアウトがありますが、風は絶対通らないですね。これは。

だから、そういう一つの状態でございますし、ピッチング練習のマウンドのこの練習場のほうですが、この辺も、非常に古い施設の中で3コースピッチングのほうができておるんですが、なかなか十分なスペースがあるというふうには思いませんが、そういうもろもろの環境としては、ただ郡上高校だけではなくて、それを利用する青少年の皆さん方についても、一般の皆さんについても、不利なものは不利だというような状況も一面見られるわけでございますが、そういった点についても、大所高所から、環境を整えるという意味において、教育委員会等においては、そういう総合整

備計画といたしますか、それが一つ。

それから、郡上高校は、そういう成果を得ておりますが、郡上市出身の選手の皆さん方というのは、いろんなところで多面的に活動していることは、これは御承知のとおりだというふうに思いますが、選手の皆さん方が言っておられたように、郡上で一つみんなでチームつくってやっというそういう気持ちも、強いものを感じておりますが、そういう方向性も、例えば、チーム強化の一つの方向性というものも探究されながら、自前のチームづくり、そういうものにもできるだけの御支援、御協力を賜りたいというふうな思いがございますが、この点については、教育長のほうからお言葉をいただきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） 最初に、グラウンドの整備についてからまずお答えをしたいと思いますけれども、決して利用される方が満足をされるような状況ではないということは、私たちも承知をしております。昭和41年に建設されて、それから、昭和51年、53年と、照明設備を新設されて、それ以来、大規模な改修というのは行っておりません。

日々のグラウンドの整備等も、シニアクラブの方にお世話になったり、あるいは、いろんな利用者の方にお世話になっているというような状況ですので、唯一、下水道ヘトイレのつなぎ込みをやったという程度で、特に高校生の方が使っていらっしゃる、いわゆる更衣室については、大変条件としては悪いというふうには思っておりますが、何分にも多目的なグラウンドでもございますし、市全体の状況もありますので、今後、仮に改修の計画を立てていくとしたら、市全体のグラウンドの利用のあり方について検討しながら進めていかなければならないというふうに思っております。ですから、中長期的な課題ということで、御理解をいただければと思います。

それから、市内の中学生の進学先の問題ですけれども、私たちも、できれば剣道も含めバレーボールも、いろんな種目で中学生が頑張っ、かなりいい結果を出しておりますので、できれば市内の郡上北高校、あるいは郡上高校へ進学して、中学校で行った種目をまた高校でも続けて結果を出してくれればということはお願うところですけれども、何分、進路先等については、本人と保護者とで決定をされるということですので、教育委員会としては、今後できることとしたら、例えば、体育協会ですとか、あるいはスポーツの各団体の方に御協力を得ながら、高校の先輩の皆さん方が、実際に試合に臨んでいる状況をスポーツ少年団のほうに参観をしていただいて、先輩の頑張りをを見ていただくとか、あるいは、もうこれは既に学校によっては行われているところですけども、活躍した先輩を学校に招いて、そして、先輩の頑張ってきた姿を小中学生と交流会をすとか、こうしたことを企画しながら、同時に高校と中学校のさまざまな情報交流の機会をこれまで以上にふやしながら、高等学校で頑張っていることを中学校、小学校の子たちが、具体的に知ることができるようにすると、このことが先輩である高校生にあこがれを持ち、その先輩が在学している学校へ進学

したい。そこで、中学校まで頑張ってきたスポーツを続けたいという気持ちになってくれるのではないかということを思いますので、そういった点について力を入れていきたいというふうに思っています。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ありがとうございます。

ほんとに青少年の一つの方向性、スポーツが、非常に大きな内容になっているというふうに思いますので、できるだけ御支援をしていただくようお願いしたい思います。よろしく願います。

2点目であります、いよいよこの日置市政にとりまして、4年間という一つの任期が非常に近づいてきたということで、市民の関心もそれなりに今高まっておるんじゃないかと、あるんじゃないかというふうに思っております。

そこで、今回一般質問ございまして、それぞれ市長の取り組まれておる状況について、それぞれの立場で質問があるようでございます。その点につきましては、私も4点にわたりまして、細部にわたりまして、ちょっと項目を持っておりますが、非常にそういう同僚議員の質問の観点も、私も質問の状況を見るまで、私のところでどこがダブっておるかなんていうことは全くわからない状態で通告をしておるものですから、非常にふくそうする部分がございます、そういう点では、大変整理ができていないということで申しわけないんですが、特に、そういうダブった面で取り上げられておられる方の質問事項にも配慮しながら、私は、私のほうで持てる分の質問をさせていただきたいというふうに思っております。

特に、市長が御就任なられました、郡上市の財政状況の非常に困難さというものに注目をされて、何とか健全財政の姿に一日も早く郡上市を持ち込んで、そして、ひいては、新しい政策の中で新たに展開をしていきたいという思いも、伝え聞いておるところでございます。

特に、財政につきましては、先ほど申し上げましたが、監査委員さんのほうから、相当具体的な、それこそ数字に裏づけされた指摘がございます。それをすべて読了したわけではございませんが、先般、代表監査委員のほうから、概要につきまして朗読報告がございまして、そういうものの中で特段と御指摘がある点についても、私は非常に注目をしている点もございまして、その点を含めて御質問をしたいというふうに思っておりますが、特に、起債残高ということについて着目をされておりますが、それが、平成22年度においては、単年度でございますが、約15億7,000万円ほどの縮小が図られておると。

そういうことの総トータルとしては、起債残高、発行残高が471億円というところまで圧縮されてきておるのではないかと、そういう御指摘もあるようでございますが、そういう点について

は、市長の身の丈に合ったやっぱり予算規模というような話に移行しておる、連動しておる内容だというふうに私は理解しておりますが、そういう点も、いわゆる実質公債費比率の適正化計画に対するかなり厳しいお取り組みというものも一面あったかというふうに思いますが、そういう点については、21.1%という状況ではあるけれども、計画的に進んでいけば、必ずや健全財政に移行できるという確信を与えさせるに足るそういう方向の取り組みというものが、監査委員のほうからも御指摘があったというふうに理解しております。この点については、市長のお考えがあれば、若干お聞きしたいと。

続いて申し上げますが、2点目の市民生活、これ、安心・安全ということが当然の課題でございますが、この点についても、市の取り組みがそれぞれあったかというふうに思います。乳幼児の医療費の無料化制度の実現の方向だとか、あるいは住宅リフォームについての中小零細企業の皆さん方の雇用の創出という点でのお取り組みとか、あるいは公共建設に取り組まれる中で、木造建築というものを推進していくということの中で、林業振興にも心を配るというお考え方も、当然あるかというふうに思いますが、私は、その中で特に、監査の報告の一文をちょっと私も大変この辺が大事だと思っておりますので、報告をさせていただきたいというふうに思っておりますが、その中で、市民病院の一つの実績の中で、大変合併当初、市民病院の建替えという大事業がございました。

成否は、これはいろいろ健康を守る。市民の安心・安全のために非常に大きなこの柱の政策だったというふうに思いますが、この成否が、やはり郡上市にとって健康のやっぱり維持増進に対しては、非常に大きな柱だというふうに思っておりましたが、これのこのまとめの企業会計の報告の中で、特に平成22年度は、両病院とも黒字経営に転じたと、特に国保白鳥病院の成果というものは非常に大きいと、そういうことが、職員、これは当然医療従事者も当然でございますが、一体になって取り組んだその努力というものの結果が、高く評価されるというふうにこの監査委員さんは御指摘されています。

我々としても、ちょっと機会がございまして、今度は利用者として市民病院のほうにお世話になった経緯がございまして、やっぱりそのときにも感じましたが、医療スタッフ、医療従事者、その人たちの、言ってみれば、患者に対しまする接遇、あるいは、いわゆる診療計画を開示して、こういう方針でこういう担当者がついて、こういう人たちが責任を持って面倒見ますというか、そういう一つの経営プログラムを開示をさせていただいておるといふ、こういうことが非常に安心につながったということもありますので、そういう点についての前進面が出たということは、これは、大変私は郡上の市民の皆さんにとっても、大変貴重な一つの成果、芽が出てきておるといふ状況をさらに助長してもらおうことが、大切ではないかというふうに私は感じております。

そうしてさらに、これはだんだん大きくなってまいります、国のほうでは地方自治体のあり方について、今第30次の、これは内閣総理大臣の諮問機関であります、第30次の地方制度調査会が

発足しております。

その中では、地方自治体の抜本的な対応をこれから審議していくと。いわゆる、住民投票制度というものを条例化するという考え方とか、あるいは条例改正、直接請求というものは現在ありますが、その直接請求制度をさらに拡充をして、今までは地方自治が認めておらない、いわゆる料金とか、税に対する直接請求も容認しようという方向が、その中で論議されるということ聞いております。

そうしますと、議会だけが議決しておる条例案というものは、市民からも提案できるという方向に今後検討されるというような、そういう方向性が自律を目指す郡上市にとりましても、将来の方向性を担うんじゃないかと、こういう点に対する市長の自治基本条例というようなお話の中でも伺っておりますが、そういう方向性。

それから、時間がありませんので、簡略に言いますが、地方交付税に対する市長の取り組みの成果かどうかよくわかりませんが、22年度の交付税の措置が、新聞で公表されました。高山144億円で、これはナンバーワンでございます。続きまして、中津川が128億円という第2位、郡上市は、127億円ということで第3位という、その交付税の措置があったというデータが出ております。こういうことに非常に自主財源の確保のために努力をされておる一つの成果ではないかというふうに受けとめておりますが、この点に対する御見解も伺いたい。

以上、大ざっぱに質問しましたが、この点についての所見をできるだけ簡単にお願ひしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、まず、財政運営の問題でございます。就任以来、いわゆる身の丈に合った行財政体制ということに心がけて運営をしてきたつもりでございます。この間、非常にリーマン・ショックとかというようなことがございましたが、しかし、かえって、あるいはそういう緊急時ということで緊急経済対策というような形の国の財源措置も講じられたと、こういうようなこともあって、今日まで財政運営をしてこれたという面もあったかなというふうに思っております。

そこで、確かに就任当初、大変郡上市は、いわゆる起債残高が大変大きいために、非常に財政運営を圧迫しているということでございました。そういうことで、これは、前裕市政から引き継いだものではございますが、いわゆる地方債の公債費負担の適正化計画ということでしっかり、いわゆる臨時財政対策債という交付税の身がわり、立てかえ分以外の市債については、一定の決められた限度をそれぞれ堅持して守っていくというような形の財政運営をしてまいりました。

おかげさまで、私が引き継ぎました平成19年度の末の決算による市債残高から、本年度平成23年度のこれは予定、見込みになるわけでございますが、市債残高というものをそれぞれ申し上げます

と、まず、その臨時財政対策債という分を除いた市債残高で申し上げますと、大体、平成19年度末の453億円から355億円ということで、98億円正味残高を減らして、いわば、5分の4にすることができるといふふうに見込んでおります。

その臨時財政対策債を含みますと、この間に65億円減少、と申しますのは、臨時財政対策債は残念ながら残高がふえておりますので、減少額がちょっと少なくなるわけですが、65億円減少で、12.4%減少ということでございます。市の借金、いわゆる特別会計とか企業債等を含めますと、平成19年度末には958億円あったものが、平成23年度末には831億円ということで、この間、127億円借金を減らすことができるというふうに思っております。13.3%の減ということで、このような傾向を今後も続けていけば、当初の起債、公債費適正化計画の平成31年度末には、実質公債費負担比率を18%以下にできると思っております。

いろいろな財政運営上の方法を使えば、もう少し早く18%以下にもなることも可能かと思っておりますが、いずれにしろ、今後とも郡上市は健全運営、財政運営にやっぱり気をつけていく必要があるというふうに強く思っているところでございます。

それから、市民生活の安全・安心とか、雇用の問題、これ非常に大事なことでございまして、この3年半ほどの間、やはり私といたしましては、この郡上市が一つになれるように一体感が醸成されるように、特に、公平公正の市政運営ということに心がけ、また、特に、条件不利な地域というようなものをなるべく切り離さないようにというような、切り捨てないようにというようなことで、先ほど御指摘のございました乳幼児医療等の拡大、あるいは高齢者の福祉等々、そのほか、農業施策としての獣害対策であるとか、あるいは、先ほどお話しございました学校の白鳥中学校、あるいは郡上東中学校の木造をできる得る限り使った改築等々を努めてまいりました。

そのほか、産業政策としては、郡上市産材の住宅建設支援事業であるとか、今般の住宅リフォームの支援事業等々を行ってきたところでございます。

それから、特に、こうしたことの中で、先ほどの、幸いにして地方交付税の増というようなことは、特に普通交付税については個別の事情を訴えて努力をするというよりも、地方交付税の地方財政全体の総額の確保ということを、やはりこれは全国市長会、町村長会等々含めて、強く地方として、国に対して要望をするという中で実現してきたものと思っておりますので、今後とも、これは引き続き国と地方の協議の場とかそういったところを通じて、やはり地方として努力をしていく必要があるかというふうに思っております。

それから、もう一つ、御指摘のございましたこれからの地方自治のあり方でございますが、今までの地方分権一括法とかいろいろなものは、どちらかというところ、国・県・市町村という自治団体としての自治を確保するという方策が、その国、地方関係、あるいは財源問題等々で議論をされてきたということでございますか、新しい段階における地方自治は、先ほども御指摘のございました、

今度は住民自治の確保ということに関連をしたいろんな諸施策、制度改正というものが議論をされるだろうというふうに思っております。

それで、問題としては、やはり郡上市としても、そういう団体自治が確保される中で、本当の市民自治と言えるだろうかというところを、先ほどの午前中にもお話がございましたが、やはり市民と情報を共有し、思いを共有し、そして、取り組みの方向を共有し、行動を共有すると、こういう形で市民自治をやはり確保していくと、こういう取り組みにやはりこれから邁進していく必要があるというふうに強く思っております。

議会基本条例等の御議論もされているようでございますが、そういう意味で、単に住民自治の基本条例をつくるということだけを命題とするのではなくて、やはり根本に返って市民自治のあり方というものをやっぱり市民の皆さんと一緒にやって議論をしていきたいというふうに考えております。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ありがとうございます。大変多方面な質問をしております、端的に御答弁いただいております。

時間がございませんので、ちょっと要望にとどめておきたいと思うんでありますが、市長が目指されておる一つの方向性というものは、今お示しになった成果の中に出ておりますが、財政を健全化すると、これは、まず基本だということでございます。

それから、さらには一層この郡上市が、合併から8年経過、10年を過ぎて特例が終わるわけですが、それに向けてのさらに強いこの基礎を作っていただく。その中では、何よりも一つは人をつくっていくということ、この組織をいかに運営していく有能な人材をつくっていかなくや、この組織は回らないということがございますので、今後におきましては、そういう人づくり、組織をいかにスムーズに運営するかという人材を育てていただくお仕事等をぜひとも進めていただくように特に要望をしておきたいというふうに思います。

時間がございませんので、三つ目の課題であります、今回、郡上市、若干不祥事がございましたが、その点について補欠選挙というのがございまして、新しく議員さんが誕生されまして、いよいよ正式に正常な形でスタートをしたわけでありまして。

その中で、若干の点について、これは本来から言えば、選挙管理委員会にお聞きすることではありますが、なかなか選挙管理委員会の責任者の方をお呼びしてということについては、ちょっと若干ちゅうちょがございまして、総務部長に対して御質問しますが、率直に申し上げまして、一つは、若干の経緯の中で、やや不明確な点があったんじゃないかと、その一つが、もし補欠選挙を成立しないという状況の中であれば、これはさらに、再選挙ということで、私どもも一時お聞きした経緯





しておりますけど、数については把握してございません。

以上です。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 時間が参りましたので、以上で終わります。

○議長（池田喜八郎君） 以上で金子智孝君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 上 田 謙 市 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、11番 上田謙市君の質問を許可いたします。

11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、伝統的建造物群保存地区指定に向けての現況と課題、将来展望について、お尋ねをいたします。

八幡町市街地の北町地区では、大正8年の大火でほとんどの家屋が焼失いたしました。その後建てられました家屋の多くは、町家づくりと言われる伝統的な工法の建築物です。現在では四季を問わず、観光客の皆さんが訪れてくださりまして歴史的なまちの中を散策しておられます。

平成17年から始まった工学院大学の後藤教授を中心としたチームによる建築物の歴史的資源調査では、市街地全域で、実に1,273件の町家づくりの建築物が確認されております。1,000件以上の建物が存在することから、「郡上八幡町家千軒」とも呼ばれております。

八幡町では、合併以前から特に市街地の北町地域においては、そうした町家づくりの町並みを地域の貴重な資源として保存する活動が活発に展開され、現在に至っております。ここで質問のテーマであります伝統的建造物群保存地区制度、いわゆる「伝建地区制度」についてお話をいたしますと、これは、あるレポートからの引用ではございますが、伝建地区制度は、市町村の主体性を尊重し、歴史的な建造物を個ではなく群れとして、群れとしてとらえ、都市計画と連携しながら保存・整備しようとするもので、いわば、点から線へと文化財保存の概念を大きく変容させたものと言われております。その面の中に広がる町並みを保存し活用していくことによって、地域の活性化を図る効果を目的とした制度であります。

もう少し平たくわかりやすく言いますと、城下町である郡上八幡の風情と趣は、町家づくりの建物を初めとするその建造物が、町並みとして保存されているその景観から醸し出されるものであり、個々の建物ではなく面として広がりのある空間、すなわち、建物がある地区そのものを文化財として保存していくことが、伝統的建造物群保存地区制度というようであります。

そして、地区住民が、その建物で日常生活を営みながら保存することを前提として、市町村と協力をしながら主体的に保存活動が行えること、外観の変更には制約がありますが、建物内部の改装等は比較的自由にできることが、この制度の特徴であると聞いております。

さらに、重要伝統的建造物群保存地区とは、市町村が、条例などで指定した伝建地区のうち、我が国の重要な歴史的町並みとして、特に価値が高いと国が認めた地区のことです。2011年6月現在では、日本全国で91地区が選定されているようであります。

私は、一昨年12月の定例会の一般質問で、歴史的価値のある町家づくり建築の町並みを伝建地区に指定することについてたずねました。「対象地区の住民の皆さんと十分協議を進める中で、具体的な方向を検討し定めていきたい」との答弁をいただきました。その後、伝統的建造物群保存対策調査が、八幡町市街地北町地域の13地区で実施されたと承知しておりますし、伝建地区の指定に関する説明会も、実施をされたと聞き及んでおります。

そこで質問に入りますが、伝建保存対策調査が行われたその後の経過はどのようなものであるか、現在に至るまでの推移、経緯についてお尋ねいたします。

そして、現在、国の重伝建地区選定に向けての申請作業の準備が、着々と進められているようですが、進捗の状況はどのようなものであるか、お尋ねいたします。

さらに、重伝建地区選定を国へ申し出るに当たって、特定物件を所有してみえる方々の合意というようなことが課題になると聞いておりますけれども、そうした課題への見通しはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、上田謙市君の質問に答弁を求めます。

青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、お尋ねの重要伝統的建造物群保存対策調査後の進捗の状況、そして、国の申請手順における重要な課題についてお答えをしたいと思います。

まず、重要伝統的建造物群保存地区選定の事業の推進は、今議員おっしゃったように、八幡町のこれまでの町並み保存活動の人々の取り組みが基盤になっていると、まず、このことを確認しておきたいと思っております。

これまでの歩みとして、昭和59年の柳町、それから、職人町、鍛冶屋町の歴史的な建造物群の調査をきっかけにして、昭和61年に柳町町並み保存会が発足し、その後、順次、職人町、そして、鍛冶屋町に保存会が発足した後、続いて町並みづくりの町民協定ですとか、あるいは町並み保存会の活動が続けられたきた、そうした大変とうい取り組みがございます。

つまり、城下町を起源とした歴史的な町並みを自主的に守ってこられた地区の皆さん方の努力、そして、市街地の全体の景観を守って高めていこうとする多くの皆さんの努力が基盤となって、今回の国の重要伝統的建造物群の保存地区の選定の事業の趣旨につながっているというふうにして

おります。

この後、ちょっと用語が長いので、「重伝建」、もしくは、「伝建地区」ということで省略してお答えをさせていただきたいと思います。そこで、調査後の進捗状況ですけれども、歴史的建造物の保存対策調査の結果を踏まえて、各地区の同意を得ながら、市として伝建地区の決定ができるように今事業を進めております。

今、手元にごさいますこれが、調査の結果報告の報告書でございしますが、平成22年度の歴史的建造物の調査結果に基づいて北町13地区で、地区長さんや、あるいは住民の皆さんに調査結果等の報告会を行ってきたことは、今御指摘をいただいたとおりですけれども、7月、8月に、伝統的建造物群の保存地区でもある柳町、鍛冶屋町、職人町で伝統的建造物の所有者ですとか、あるいは実際住んでいらっしゃる居住者の皆さんへ説明、それから、地区総会での説明を行ってきました。

こうした過程の中で、5地区に関してはほぼ合意を得られたというふうに、私たちとしては理解をしております。市として、伝建地区として決定できるように、文化庁及び県の教育委員会の指導助言を得ながら、郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例を今回の議会に上程させていただいておるところです。

そこで、国への申請までの課題についてですけれども、まず、重伝建の保存地区の選定の申請のために重要な課題は、一つは、伝建地区保存条例を制定すること。もう1点は、伝建地区の保存審議会を設置すること。そして、3点目として、保存計画を策定することですけれども、今回上程しました条例が制定されたことが前提ですけれども、伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置し、審議会の意見を聞いて保存地区の保存に関する計画を策定していきます。

もう少し具体的に申し上げますと、計画の中身には、保存の基本方針、それから、保存地区の範囲、そして、伝統的な建造物や環境物件の決定、そして、保存整備計画、また、保存地区の環境整備計画などを内容として位置づけなければならないと、そのため、保存地区の範囲ですとか、あるいは歴史的な建造物、これは特定物件ですが、環境物件の決定には、地区の皆さんですとか、あるいはその建造物の所有者の理解と同意というのが、どうしても必要になってまいりますので、こうしたことが、重要な課題だというふうにしてとらえております。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） ありがとうございます。

教育長さん示されました、私もこの質問の通告をした後で、たまたま図書館へ行ったら、新刊のコーナーにこの報告書がありまして、早速借りて目を通させていただきました。

この報告書を読ませていただいたことによって、質問の内容も多少変えたということで御迷惑をかけておりますけれども、よろしく願いをいたしたいと思っておりますし、ほんとにこれだけの膨大な

報告書を作成された担当者の方の尽力に、私からも経緯をあらわしたいというふうに思います。

先月10日でしたが、八幡地域議会では、重要伝統的建造物群保存地区に選定されておる恵那市岩村と美濃市を現地視察させていただきました。重伝建保存地区に選定をされた建造物の所有者が、国や行政から支援を受けながら、保存に取り組んでいる状況を見聞きしてまいりました。

重伝建地区に選定をされますと、保存整備計画、ただいま教育長さんもお話をされましたけれども、その保存整備計画を策定して、地区内の建造物などを修理、修景するという事業で整備をして、文化財としての価値を継承することになるわけでありますが、その建造物の所有者には、助成制度、補助制度があるわけであります。

例えば、美濃市と岩村の町並み保存の助成、補助制度では、伝統的建造物の修理費用の場合は、上限を600万円として最大80%の補助が受けられます。伝統的建造物以外のこの修景費用については、最大60%までで上限が400万円と、この両地区では決められているようであります。

インターネットなんかで調べると、伝統的建造物の場合の上限額が、800万円というようなところもありますので、それぞれ市町村の財政の状況とか、いろんなことで勘案されて決定しているのかというふうにも思います。

さらに、税制の面での優遇措置もあって、美濃市では、伝統的建造物に係る固定資産税は非課税であるというふうに聞いてまいりました。そうした支援とは反対に、重伝建保存地区では、建造物の増改築が制約されることであるとか、一層増加するといいますか、ふえるであろう観光客の皆さんのマナーの問題など、そうしたマイナス要素もあるというふうにお聞きをしてきました。

伝建地区指定に関する説明会では、今そうしたことを申し上げましたが、メリットであるとか、デメリットであるとか、そうした内容は、どのような説明がなされて地域の皆さんには理解を得ているのか、お尋ねをいたします。

さらに、既に景観形成や文化財の補助金交付事業での助成制度が現在もあるわけでありますけれども、今後の伝建地区と伝建地区以外のこの修理、修景事業への助成制度の考え方というのはどのように思ってみえるのか、お尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） まず、重要伝統的建造物群の保存地区に選定を願っている地域についての説明内容と理解についてですけれども、説明の内容は、歴史的な町並みの価値についてと、それから、国や県・市の支援、さらに、その選定後の制約といったものを主な内容として今まで説明をしてまいりました。

まず、一つ目の価値にかかわることですが、それぞれの地区で進められてきた町並み保存の活動によって残されてきた伝統的建造物やあるいは町並み、こうしたその歴史的な環境の文化的な価値について説明を行って理解を得るように努めてきました。このことが、私たちは非常に大事なこと

だというふうに思っております。

その一つは、北町地区は、町家を初めとする歴史的なその建造物ですとか、あるいは歴史的な町並み、さらには、水路などの歴史的な環境が非常にいい状態で残っているということ、それから、城下町の起源でもある城、そして武家地、また、町人地や寺社地、そういったもので構成をされた大変価値のある歴史的な景観であって、しかも、大正8年の北町の火災で焼失したものがあつたわけですが、非常にそうした再建された建物であっても、この町家としての価値が高いこと。

こうした町並みとか町家を地区の皆さん方が守り続けてこられたということは、極めて文化財を保護するという立場からも、価値のある活動であったということについて、それぞれのその説明会の中でお礼を申し上げつつ、これまでの活動について私たちのほうから、いわゆる評価をさせていただいたということです。

二つ目のその支援にかかわることですけれども、国の重要伝建地区保存としてその選定をされますと、国が文化財として半永久的に継承できるように支援をします。それに伴って、市も、国や県の助言を受けながら支援をさせていただくということになるわけですが、このことにつきましては、保存審議会の意見を聞き、かつその保存計画を策定するということが前提になりますので、現在の段階で具体的な支援の内容についてお示しをすることは、大変申しわけないんですが、残念ながらできておりません。したがって、ほかの重伝建地区の支援の状況を参考事例として、今まで説明をさせていただいたところで。

先ほどもお話があったように、伝統的建造物として指定をした建物の修理の場合は、国が財政的な支援をすること。それから、いわゆるその伝統的建造物群以外の建物の新築といったことについては、特に外観を町並みと調和して整備する場合には、いわゆる修景ですが、この場合も国が財政的な支援を行うこと。そして、消火栓の設置ですとか、あるいは防災組織の整備を進める。または、その各地の説明板、あるいは看板を設置する。そういったことについても、今後支援を行っていくことができる。さらには、国税や地方税の優遇措置があるという、議員がおっしゃった内容が、ほぼこれまで説明をさせていただいたところでございます。

ただ、こうした説明につきましては、所有をしておみえになる個人と言うよりは、地区の住民の皆様方に説明をしてきたというのが、これまでの経緯でございますので、今後も、地区の皆さん方の協力を得ながら、個々の所有者の皆さん方に審議会の意見に基づいた保存計画、このことを前提にして御説明を申し上げていきたいというふうに思っているところで。

これまでの説明によって、五つの地区ではおおよそ御理解を得られておりますけれども、今後、個々の所有者の方については、それぞれの皆さん方で条件が違いますので、環境とか、あるいは条件に基づきながら、もう少し詳細な説明をしていくことになろうかと思っております。

制約につきましては、文化財としての価値を守っていくためには、伝統的建造物の修理などには

届け出と許可が必要と、こういった制約があるということについても、説明をしてまいったところ  
です。重伝建地区におけるその建築物について、新築、それから増築、改築、移転、あるいは壊し  
てしまった場合は、市長、教育長の許可が必要であること。それから、建築物の修繕、看板など、  
新たに物をつくっていった場合に、あるいは色彩を変更したことによって、外観の変更が考えられ  
る場合にも、これも、市長、あるいは教育委員会の許可が必要ということになります。

したがって、伝統的建造物の増築・改築などで、どうしてもその外観を変えていくという場合に  
は、その改築前の特性を守っていただくということが、前提になります。いわゆる、その伝建地区  
以外等の助成の問題につきましても、これは、いわゆる市街地全体のまちづくり計画との整合性と  
いったこともございますので、これは、もう今後の検討の課題というふうにさせていただきたいと  
いうふうに思っております。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） ありがとうございます。

次に、伝建地区指定後の環境整備とその課題ということについて、お尋ねをいたします。

これも私、一昨年のごうした一般質問の中で市長さんにお尋ねをしたこととありますが、八幡町  
市街地の町並みの景観を生かしたまちづくりには、無電柱化が必要ではないかというようなお尋ね  
をいたしました。市長からは、「八幡町市街地の電線地中化は大きな事業費がかかる。軒先配線  
のような事業費のかからない方法もあると聞いておるので、大きな課題にしたい」というふうな御答  
弁でありました。

今回、伝建地区指定が予定をされている地区会役員の皆さんの中には、特に、重伝建地区に選定  
をされるというようなことになることの魅力の一つとして、電線類地中化ということがあります。  
実現への大きな期待があるようであります。視察をした美濃市の重伝建地区では、電線類地中化事  
業は既に実施をされておりましたし、岩村においても、電線共同溝という方法で無電柱化が進展を  
しているようでありました。

今後、国の重伝建地区ともなりますと、無電柱化の事業に取り組むことへの方向は確実性を帯び  
てくるんじゃないかというふうに推察いたしますが、無電柱化事業実現への市長の決意をお聞かせ  
いただきたいと思います。

次に、伝建地区指定における今後の課題についてでありますけれども、伝建地区に指定されよう  
としている地域は、市街地の中でも、特に町家づくり自体が木造ですので、木造家屋が密集してい  
るところであります。一たび火災が発生するというようなこととなりますと、延焼して大きな被害  
が発生する危険性もある地域であります。

伝建地区の歴史的建造物を火災などから守るための防災対策システムの確立と消火設備の充実と  
いうようなことが重要な課題となりますが、ただいま教育長さんも、そのことには一応触れてお話  
をされたのではないかと思いますけれども、どのような方策を考えているのか。

近年、八幡町市街地では空き家がふえております。町家づくりの空き家も、同様の傾向でありま  
す。そうした空き家の所有者の方は、維持管理が困難だということから、解体されて駐車場になる  
というケースも目立つようになってまいりました。

せっかくの町並みが、断絶するというようなことは残念なことであると思っております。特に伝  
建地区の空き地、空き家の活用事業についてということにはどのように考えていくのか、お尋ねを  
いたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

まず、今回この伝建地区の指定をして、特に、八幡の北町地区の景観を保護、保存すると、非常  
に大切な課題であるというふうに思っております。そういうことをやっていく中において、ただい  
まの電線類の地中化の件でございますけれども、私は、この伝建地区の指定等を行っていく中で、や  
はり実施をしてみたい事業の大きなものであるというふうに思えます。

この前、上田議員も一緒に行っていたわけですが、たまたま福島県の大内宿とい  
う宿場町を訪れさせていただきましたが、あそこも伝建地区の指定ということで看板が立って  
おりました。本当に街道を挟んで、両側の家並みに電柱がなくて、本当にすばらしい景観だとい  
うふうに感じたわけですが、大切なものであるというふうに思っておりますので、私の気持  
ちとしては、実施をしてみたいというふうに思っておりますが、先ほどお話がございましたよ  
うに、これも、やはりこの審議会で審議をしていただく保存計画の一環ということになりますので、  
最終的にはそういうところへお諮りし、地域の皆様とも相談をしながら進めていくことではないか  
というふうに考えておるところでございます。

それから、2番目にお話のございました防災対策ということでございますが、確かにこの八幡の  
町家は非常に狭いところに、いわゆる木造家屋が密集していて、しかも、昔の景観を保っている  
という魅力を持っているということでございますので、特に、やはり火災というようなこと、ある  
いは場合によっては、震災対策というようなこともまた、意を用いなければいけないのではない  
かというふうに思っております。

そうした対策は、恐らくハード面とソフト面と両方あると思えますので、これも、やはり、これ  
からお話を進めていく中で、しっかりと検討し進められるようにしてまいりたいというふうに思  
います。

それから、3点目の空き家対策でございますけれども、これも、本当にせっかくの町家の、しか

も、町並みとしての景観が住む方がいらっしゃらなくなって、そこが取り壊されて、駐車場というような形になっていくということのために、景観が損なわれるということは、でき得る限りやはりそれを避けたいところではないかというふうに思います。

空き家の活用というのはこれまでも、特に伝建地区の指定ということを離れてもいろいろとこれまで取り組んでまいりましたが、あいているようであいていないというか、お持ちの方は普段は息子さん、娘さんのところへ高齢になって行かれるけれども、また何かのときには帰ってきたいというような思いをお持ちの方もいらっしゃるし、それを思い切られて、場合によると人手に渡って駐車場というような経路をたどるわけでございますけれども、今後、どういう形でならば、例えば所有者の方々が安心してこの町並み保存という形で貢献していただけるのか、協力していただけるのかということは十分検討をしてまいらなければいけないことではないかというふうに思っております。

例えば、これは全くの一つの考え方ではありますが、空き家を例えば市ないしは何らかの公的な機関が仲介をすることによって、それを活用したい人にまたお貸しをすとかというような形で、所有者が安心してそれを、自分では活用しないけれども、だれか活用したい人に活用できるという仕組みを考え出すというようなことも一つの方法ではないかと思っておりますが、今後の研究事項にさせていただきたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） ありがとうございます。次に、伝建地区指定後の町並みの保存活動ということについてお尋ねをいたします。

今回、伝建地区指定が予定をされている6地区がさらに重伝建地区に国から指定をされるということになりますと、さっきの話にもちょっと関連するかもしれませんが、道路を挟んで隣接する地区会は伝建地区以外というようなことになって、助成制度の恩典においても明確な差異が生じてまいります。制度による結果とはいえ、町並み保存へ向けた情熱と意志を同じくしてこれまで一緒に取り組んできた地区の間に、これからの町並み保存活動に温度差があらわれてくるんではないかというようなことを懸念いたしております。

伝建地区指定となる北町地域の町並み保存活動というのは、その地域のまちづくり活動、地区会、自治会活動ということと、これまでも表裏一体の関係にあるというふうに思っております。同じ地域としての連帯意識が希薄になり、もろもろの活動に亀裂が入るようなことにでもなると、まことに残念なことだというふうに思っております。

町屋づくりの建造物に象徴される歴史的な町並みに風情を感じながら連綿と繰り返されてきた私たち住民の暮らしぶり、先ほど教育長も言われましたが、この町並みを保存することだけというこ



とではなく、水の利用というようなことも共同でやってまいりましたし、そして、郡上おどりにしろ、神社の大神楽にしろ、みんなで守ってきたという、そうした住民の暮らしぶりや人情味あふれるコミュニティーに魅力を感じて観光客の多くの方が訪ねてくれるんだというふうに思っております。

伝統的な建築工法との評価の高い町屋づくりの建造物が、伝建地区のみに保存されて継承されればいいというものではないというふうに思っております。

そこで、伝建地区と伝建地区外の地域住民と行政との今後の町並み保存活動における協力関係のあり方であるとか、活動への行政の支援体制をどう考えていかれるのかをお尋ねいたしますし、さらに、伝建地区を活用したまちづくりと今後の課題解決への取り組みでは行政組織の横のつながりといいますか組織の連帯、連携体系が必要であるというふうに思っておりますけれども、どのような方策を考えていかれるのか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 伝建地区のこういう制度の導入というものが、これまで一体的に取り組みれていたまちづくりというようなことを住民の皆さんのそうした活動を何か分断をし、溝をつくってしまうというようなことであると、それは本意ではないというふうに私も思います。したがって、これからの検討したいと思いますけれども、そうしたことのないように、でき得る限りその調和を保てるような方策というものは考えてまいりたいというふうに思います。

ただ、先ほどから説明がありましたように伝建地区というのは、特にまた伝統的な建築物として個体指定をされたようなところについては、相当強い規制を受けるわけでございますから、そういう規制を受けるということの中で、例えば外観を少しでも修理をなさるとか、そういうようなときに、やはり一定の補助金というような措置をして、そういう景観を保ってもらおうという、制約と補助というものが一つの裏腹になっておる面もございまして、全くそういうところがないところを、全く伝建地区として指定をされたところの、またさらに個体としても指定をされたような町屋と同列に扱うということまではいかないかもしれませんが、しかし、先ほどお話、御指摘のあったようなことは十分理解できますので、今後そうしたことの中でまちづくりというものを市民の皆さんがやはりそういう壁をつくらないで、溝をつくらないで取り組めるような方策はどうあるべきかというようなことについては、よく検討をさせていただきたいというふうに思います。

そして、2点目でございますが、今回のこの取り組みは単に教育委員会だけの問題ではないというふうに思っております。私どもも、例えば市長部局のほうの建設部の問題でもあり、また、観光行政の問題でもあり、また、そういうただいまお話のあったような住民の皆さんのまちづくりの取り組みあるいは自治会とか、いろんなものに関連をするわけでございますので、市のほうも総力を挙げてこの問題に取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

この問題につきましては、8月25日付で総務部の総務部次長兼八幡統括をキャップといたしまして、関係の部署の職員でプロジェクトチームを編成したところをごさいますて、そうしたところを中心に総合的な取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） ありがとうございます。市長のお話の中にもありましたが、昨日までの3日間、日置市長を団長として、郡上藩凌霜隊がたどったその足跡の中で大内宿も訪ねさせていただきました。日曜日の好天に恵まれた日ということもあって本当に大勢の人が、タイムスリップをしたようなというようなパンフレットに書いてありますけれども、本当にのどかな田園風景の中の、ああ、昔は、今でこそこうした服を着て我々は訪ねたんですけれども、大勢の旅人たちが宿で休みながら旅を続けてたんだなというようなことをしのばせてくれるに十分な重伝建地区であったというふうに思っております。

今回、私が質問するに当たって話を聞いた住民の一人ですけれども、伝建地区さらには重伝建地区というふうに変定をされることは、本当に大きなブランド力が自分たちの建物につくことであって、特に特定物件に住んでいる人にはその誇りが生まれてくれば、今後の保存への使命感と責任に十分結びついていくのではないかとというふうに胸を張って話してくださいました。住民の皆さんにそうした意識が根ざしていくことを期待しておりますし、私たちも保存に取り組む皆さんへの支援を充実させていかなければならないというふうに思います。

これまでも郡上八幡は街なみ環境整備事業であるとか、まちづくり交付金事業などでその活用とその成果が上がりまして、景観も守られてきたというようなことがございます。そしてソフト面では、町並み保存活動には格別な支援をいただいておりますけれども、この伝建地区の指定後においても、住民の皆さんもこれまで以上に保存活動ということが大変になるというふうに予想されますので、どうか継続的な助成制度を創設していただいて、支援していくことを御検討いただきたいというふうに思います。

そして、歴史的な町並みを火災などから守るためには、やはり地区の自主防災組織の活動というものをもより一層充実させる必要もあると思いますし、空き家対策については、この町並みを保存することということに理解のある市外の方にもそうしたことで協力をしていただける人があれば、空き家に住んでもらうという方策もこれとっていただくのが大事でないかというふうに思っております。

また今後の保存・継承に当たっては市長が話をされましたように、八幡振興担当を中心にして、教育委員会の文化財、そして建設部の都市計画を初めとして商工観光、防災等々などの担当者が十分に連携した態勢で臨んでいっていただきたいというふうに思います。

そして、私は南町に住んでおるわけですが、市街地の、この南町地区は大火に遭っておりませんので、北町よりも古い建物が残っているケースがあります。現在はそれほど歴史的な町並みというような情報発信がされておられませんので、皆さんに知られておりませんが、価値としては十分なものを有しているというのを評価も聞いておりますので、今回は北町地区の6地区を伝建地区ということですが、将来は市街地南町地域でも伝建地区を指定するような方向で進んでいただきたいというふうに願っております。

そしてまたこうした事業によって、大工さん、左官さん、あるいは板金屋さん、そうした伝統的な技能を持ってみえる職人さんが、修理とか修景の改築工事を通して、そして今言いました伝統的な技能を次の世代に継承していただくというようなことも、こうした工事がこれからも継続的に出てくるというようなことが裏づけされて継承されるというふうに思いますので、そういうようなことにも本当にこの伝建地区指定というのは大きな意義があるというふうに思っております。そして、そうしたことを通して、定住人口や交流人口の確保にも発展するといいなというふうに期待をしております。

2番目の質問用意しました。総務部長さんには答弁を用意しておっていただくわけですが、市民組織と地域コミュニティーの活性化についてということで、私はこのことも大事なことだと思っておりますので、次回はもう少し質問の幅と深みも加えながら登壇させていただきますので、きょうのところは割愛ということでお許しをいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で上田謙市君の質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時30分を予定いたします。

（午後 2時20分）

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時31分）

---

#### ◇ 川 嶋 稔 君

○議長（池田喜八郎君） 16番 川嶋稔君の質問を許可いたします。

16番 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） それでは、ただいま議長さんのほうから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして3点ばかり質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まずもって、今回台風12号によります紀伊半島豪雨によりますと、被害では死者54名、行方不明者55名と大変な被害をこうむられました。亡くなられました皆様に心から哀悼の意を申し上げます

とともに、被災をこうむられました皆様にも心からお見舞いを申し上げます。

また、郡上市におきましては8月23日、25日の集中豪雨によります住宅浸水被害等の被害を受けられました皆様にも心からお見舞いを申し上げます。

今回の台風12号につきましては、当地におきましてもいつ発生するかわからないような山間地があります。今後におきましても、どうかこういったことについて備えをいろいろと考えていかなければならないと思います。

それでは、質問に入らせていただきますけれども、1点目の市政を顧みてということで、6項目ほど通告をさせていただいておりますが、2点ずつ続けてやらさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

合併して8年目を迎えて反省と今後に向けてということで、今国会におきましては野田内閣が発足いたしました。郡上市として、また市長さんとしての期待、思いについてお伺ひいたします。

次に、平成22年度におきましては、市長さんの施政方針演説では第2ステージ、前裕市長さんを引き継いで、ふるさと郡上市づくりをさらに一歩一歩着実に進めたいと述べておられますが、過去3年間の結果と感想についてお伺ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、川嶋稔君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、まず、第1点目の国政に対する期待ということでございますけれども、平成20年度に就任をさせていただきましてからも本当に国政というのは目まぐるしい変転をいたしました。いわゆる政権交代というような大変大きな事柄を挟みまして、今新しい政権も三代目の総理大臣というような形になってきているわけでございます。

今回の野田新総理は、みずからをドジョウに例えられて、大変泥くさい取り組みといたしますか、余りキャッチフレーズ等を打ち上げないで実質的に取り組むという覚悟を示しておられます。今回のような大変な大震災の後でありまして、私もつくづく大変なことであろうというふうに思っておりますのでございますけれども、ぜひ、東日本大震災の復興に向けて取り組んでいただきたいと思ひますし、また、私たちの立場といたしましては、それに取り組んでいただくことはもちろんでございますが、やはり、今大変な経済的にも不況の中で取り組んでおります全国の自治体に対しても、やはり現実的な温かい目を注いで国政のかじ取りをしていってもらいたいということを切実に思っている次第でございます。

それから、第2点目でございますけれども、郡上市政を担当させていただきましてから3年半が過ぎようとしているわけでございます。

私は第1期目の4年間、裕市長さんが担当されました市政を第1ステージというふうにするのであれば、今回その機会を与えられました4年間は第2ステージであるというふうに申し上げました。

第1ステージでは、本当に郡上市という市政の土台をつくり、とりあえず雨風を防ぐ屋根をつくりというようなところで、本当に家づくりに例えれば、まず当面の郡上市という骨格をつくるということに御尽力をされたというふうに思っております。

そういう中で、第2期目といたしましては、それを受けて、やはり一体感のある郡上市政というものの中身づくり、それも全部が全部やれるわけではないと思いますけれども、先ほど申し上げました財政の健全化であるとか、あるいは市民の皆さんの非常に大きくなった行政体制の中にありながら、安全・安心というようなことを確保できるように、あるいは今後の郡上市の持続可能な発展というようなことを確保するためのコミュニティ対策等々をやってまいったというふうに思っております。

しかしながら、正直なところ、この3年半を過ぎたところで思っておりますのは、まだまだ課題はたくさんあるというふうに思っております。そして、よく言われることでありますけれども、交付税の合併算定がえの措置が、完全な措置が終わります25年度から26、27と向けて財政もさらにいろいろと厳しい状態はずっと続きますので、いよいよこれからが正念場であると、郡上市政としては正念場であるというふうに考えております。

(16番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） ありがとうございます。野田内閣が発足いたしました。既に大臣がやめられるというような、そんなことも起きておりますが、どうか何とか続けていただけるような内閣であってほしいと思います。

それでは3点目ですが、平成23年度市長さんの施政方針は、安全・安心、活力、希望を基本理念に、市民自治の推進によるふるさと再生・コミュニティの活性化に重点を置かれて事業を進めてみえますが、昨今では、合併後におきましては地域の活性化が薄れぎみでありますので、ふるさと再生・コミュニティの活性化がぜひとも必要であると思っておりますが、成果について、また今後におきましての推進策についてお伺いいたします。

また、次に、公の施設でありますけれども、地域の自治会の施設につきましては譲渡されまして、各自治会へ払い下げが行われておりますが、現在利用されなくなった施設につきましては、今後どのような方向にされていかれるのか、施設も人の出入りがなくなりますと雨漏り等の管理ができなくなり、大変建物が悪くなるばかりであります。何とか一般の市民の方にも呼びかけて活用方法を考えていけないかと思っておりますが、やはり人の出入りが少なくなりますと、だんだん建物も悪くなるような状況でありますので、何とかいい方策を考えていただきたいと思っておりますが、よろしくお伺いいたします。御答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

先ほど金子議員の御質問にもそのようなお話を申し上げましたが、やはりこれからの郡上市政を進めていくに当たって、大変広大な面積、そういうところにしかも分散して市民の皆様が住んでおられるわけでございます。

そういう中で、特に、やはり条件の不利な地域と、そういったところに対するやはり目配りというものを忘れてはいけないというふうに、常々肝に銘じておるところでございます。そして、そうした地域の元気を取り戻すために必要なのが、やはりふるさと再生・コミュニティづくりということではないかというふうに思っておるわけでございます。

そしてこの仕事は単に行政が旗を振るだけでは何ともならないことございまして、地域の皆さんに元気を出していただき、みずからの地域はみずからの手で維持存続させていくという強い気持ちを持ってもらう。それを手助けするというようなことが大切ではないかというふうに思ってるわけでございます。そういう中で行政は行政としての最大限の支援をしていくということではないかというふうに思います。

これまで進めてきましたそうしたふるさと再生・コミュニティづくりの事業の中で私としては、これがまだ今の時点でどの程度の成果が出ているということまで断言できるだけのまだ時間が十分経過をしていないというふうに思っておりますが、一つはやはり、もう3年度目になろうかと思えますけれども集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業と、こういったものでございます。地域の皆さんが自分の住んでいるところを自分たちの手で総点検をし、あるいは近い将来の姿を自分たちで描いて、そしてまた地域の宝探しをして、そして地域の団結のきずなとなるようなシンボル事業といったようなものにも取り組む。そういう中で、それぞれの集落を自分たちの手で維持存続・発展させていくんだという気持ちを持ってもらえるような事業としてこれまで続けてまいっております。

そういう事業の中にはユニークないろんな事業が地域においては取り組まれておりまして、私はこれは一定の効果を上げているのではないかというふうに思っておるところでございます。

今申し上げましたのは大体1地区50万円の助成ということと、それに続いて、具体的な事業については1年間に20万円というような形で助成をしてるというような事業でございますが、これの一種の小型版として今年度始めました地域の絆再生応援事業という事業を今取り組んでもらいたいというふうに思っておるところでございます。これは、1地区10万円というような形で、特に福祉であるとか、あるいは防災といったようなこと、あるいは高齢者の見守りとか、いろんなそういうテーマで、できるだけ具体的な取り組みをしてもらいたいということで1地区10万円の助成ということで、今年度10地区分用意をいたして、今振興事務所のほうでそうしたことで立ち上がっていただく集落を掘り起こしていただいております。既に二、三の地域において、この制度を活用して取り組もうということで取り組んでいただいております。既に二、三の地域において、この制度を活用して取

皆さんが、いざ何か緊急事業があったときに、いろんな連絡がとりやすいような方策を考えると、いろんな取り組みをしていただいておりますので、これも成果は上がってくるものというふうに思っている次第でございます。

それから、先ほども申し上げましたが、できるだけなかなか条件の厳しいところにつきましては、そうしたことでなしに、都市出身の人材を一つの地域の活性化のために送り込んで、そしていろんな新しい試みを、新しい感覚を持った人たちとともに取り組んでもらうというようなことで、いわば地域おこし応援隊、あるいは地域おこし協力隊員というような形で人材を派遣して、地域の課題に取り組んでいただいているところでございます。

今、そうした事例といたしまして、明宝におきましてお二人、これはお一人は古民家を活用した都市住民との交流ビジネスを起こすというような取り組み、それからお一人はめいほう鶏ちゃんの販路拡大あるいは開発といったようなことに取り組んでいただいておりますし、それから和良地域におきまして、田んぼのオーナー制度とか和良アユのブランド化というような仕事に取り組んでいただいております。あるいは石徹白におきましては、協力隊員といたしまして、これもまたいろいろと石徹白の農産品である、特産品であるトウモロコシ、あるいはハウレンソウといったようなものを使った製品開発、あるいはそういうものの販売というような仕事に取り組んでいただいていると、こういう条件の不利な地域に対して、こうしたそれぞれの地域とは異質の考え方を持ったといたしますか、都市で育たれ一定の経験を積まれたような人材を送り込むことによって、その地域の地域おこしを応援すると、こういう事業も進めておるわけでございまして、これもこれからいろいろと成果の芽が出てくればありがたいというふうに思っているわけでございます。

そのほかいろいろと、先ほど来出ておりますいろんな地域の取り組み、公民館あるいはその他のいろんな地域の団体を横に連携をしたような事業、そうしたものに対する取り組みといったようなことも今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

そして、また、特に郡上市の地域におきまして、いろんな地域づくりに取り組んでおられますいわゆる市民公益活動に充実をしておられるような皆様方の何らかの連携の場、あるいはそうした方々を支援する場というような形でいわば共同センターのようなものを、これからつくっていくというようなことも、これは検討が始まったばかりでございますが、やってまいりたいというふうに思っております。

そのほか、今年度から特に各振興事務所長さんに、それぞれの地域の実態に合った地域づくりを推進していただくような予算上の措置あるいは立場の上での処遇の改善といったようなことをやるところでございまして、こうした形でいわゆる郡上市内のコミュニティづくりというものが成果を上げていくことを期待しておるところでございます。

(16番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） 4番の公の施設につきましては……。4番ということはないんですけどもこっちが勝手に4番と。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それではただいまの、特に指定管理の見直しが必要な施設あるいは公の施設につきましては、公の施設の見直し方針というものを定めておりますが、その後、地域の実態、施設の実情によりまして、個別の点検をさせていただいております。例えて言いますと、美並地域におきましては15施設を点検の見直し対象としておりまして、現在、指定管理でお願いをしておりますフォレストパークとか、粥川のバンガローとか、こういうふうな施設につきましては、条件が整う形の中で今後払い下げ、あるいは貸し出しをさせていただくと、そういうふうな方向へ随時移転をさせていきたいということでありまして、ただいま御指摘の老朽化という施設につきましては、その施設自体が老朽化してしまっているようなものにつきましては、これは公の施設としては廃止をして取り壊しをしていかざるを得ないというものもありますし、今四つぐらいの方途があるわけですが、当面の利活用は見込めないけれども、施設自体は老朽化が進んでない場合には、これは当面休止をしながら新たな利活用を求めさせていただくということがございます。他の用途に変更して活用が見込める場合には、これ用途変更ということをやっぴり積極的にやっていく必要があると思いますので、御指摘の今施設が具体的ではなくて一般論になってしまって申しわけありませんけれども、そういう形の中で進めていきたいと思っております。

また民間での御活用が、先ほど言いましたのは観光施設の例を言いましたけれども、そのほかの事例においても、民間でのこの利活用が見込める場合には払い下げ、あるいは無償譲渡というふうな形で、地域の中での公の施設の御利用という方途も探っていきたいということを思っておりますが、個別につきましては現在、見直しを今の行政改革担当課で進めておりますので、逐一そういう対応を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

（16番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） どうもありがとうございました。ふるさと再生コミュニティにつきましては、私の美並地域におきましても自治会でいろいろとやっていただきましたが、やはりこういったことを投げかけていただくことによって、地域の方のコミュニティというか、その問題を何とかクリアしようということで、いろいろお集まりをいただいて話し合いしながら、新しいことを考えていただけるというようなことですので、地域の皆さんからもいろいろ話を聞かさせていただくことができましたけど、ぜひともこういったことをやっぴり今後とも続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。



それから、次でありますけど、合併しまして10年を一区切りとしまして新市建設計画の事業を確実に進めていただいておりますけれども、10年で全部の事業が完全に消化できるというようなことではないかと思いますが、その後の計画についてどのようにされていかれるのか、まだ2年ありますけども、2年というのはすぐ過ぎていくことかと思いますが、まだ新市計画、それぞれの地域でなかなか多くの事業が残っておりますけれども、やはり次のことを考えながら進んでいかないと、やっぱり計画を立てていただかなければならないと思いますが、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今お話がございましたように、郡上市合併をいたしまして10年間の新市建設計画というのはあと残すところ、本年度はもう途中まで参りましたのであとは24年度、25年度の2年間を残すところとなったところでございます。

郡上市づくりというのはこれからもずっと続いていくわけですから、その後どうするかという御質問であろうかと思いますが、昨年度策定をいたしました郡上市の後期の総合計画は、今度はその計画期間が23、24、25、26、27というふうに、いわば新市建設計画の計画期間を飛び越えてさらに3年間ございます。その中でやはりこれからのいわゆる新市建設計画後のいわばまちづくりと、郡上市づくりというものを進めていく。その具体的な考え方を詰めていかなければならないというふうに思っております。基本計画に続いて、今年度はそれにさらに具体的な肉づけをする実施計画というものを、今策定作業をいたしておりますので、新市建設計画のあとの残された2年と、それから交付税の合併算定がえが縮小を迎えていく26、27といったような計画期間も視野に入れながら、郡上市づくりの基本的な考え方を今年度詰めてまいりたいというふうに思っております。

今議論をされておりますのは、実は市長会等で議論をされておりますのは、合併特例債でございます、合併特例債が一定の金額、郡上市の場合は、それぞれの合併の場合場合に分けて限度額があるわけでございますが、郡上市の場合は公債費負担適正化計画等の関係でまだ十分使われておらない。現時点で23年度で恐らく限度額の55%ぐらいしか使われていないので、あと2年間しか合併特例債が使えないとすると、なかなか新市づくりに少し苦しいところがあるなというふうに思っております。

今、この合併特例債は被災地においては、合併してから10年という期間を15年に延ばすという特例法が過日成立をいたしました。私たちにしてみれば、そういう公債費の負担適正化計画によって、それを活用したくても少し、10年間ではできないというような自治体についても、何らかの形の措置がしていただければというようなことを思っております、市長会等ではそういう形で、10年間で十分それを合併特例債を使えないところについては、さらにやはりその使用期間を延長して

いただくような要望をこれまでもしております。こういったことも今後の26年度以降のやはり市の計画というものにも若干影響してくることかなというふうに思っておりますが、そういういろんな情勢の流動的なところもございますが、そうした変化いろんなことがございますが、そういうことを踏まえながら、23年度を含めた5カ年間ぐらいのやはり市の計画づくりというものを今年度取り組んでまいりたいというふうに思っています。

(16番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） ありがとうございます。時間がないのでちょっと走らせていただきます。

市長さんにおかれましては、3年6カ月を経過いたしました。この間、市民の皆さんの声やら議員さんの意見・要望につきましても、できるだけ市政に取り入れていただき、この3年6カ月精力的に御努力いただいておりますが、来年3月に任期が終了いたしますが、市長さんの思いを、お考えをお聞きいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 任期の終了は4月でございますが、皆さんと一緒にございましてけれども、実質は3月末ぐらいかもしれませんけれども。先ほども申し上げましたように、この郡上市の市としてのいろんな行政の体制づくり、あるいはまちづくりというようなものは、まさにこれからが正念場であるというふうに思っております。一応これまでに最初の4年間、それから今回の第2ステージという4年間でそれぞれの一定の成果をおさめてきているというふうに思いますが、まだまだ大きな課題を抱えているというふうに思っています。今後のことにつきまして、私も市民の皆様の声を虚心にお伺いをしながら、求められる責任を果たしてまいりたいというふうに思っております。

(16番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） どうもありがとうございました。ちょっと答弁のほう難しい答弁でありますけれど、よろしくお伺いしたいと思っております。

それでは、2点目の温泉施設の指定管理についてであります。時間がないのでちょっと走りますので、よろしく申し上げます。

平成22年4月1日から平成24年3月31日まで指定管理をされました高鷲町の湯の平温泉、明宝温泉湯星館、明宝食材供給施設につきましては、また湯の平温泉につきましてはポンプ施設の故障により営業ができない期間がありましたが、指定管理をされて1年6カ月を過ぎようとしていますが、市直営で管理をされておりましたときと比較してどのような状況であるかお伺いしたいと思っております。

一つ、温泉利用客の状況について、それから指定管理後の経営状況について、市直営管理時より

改善、接客方法等経営改善がされましたかどうかということ。また、指定管理料につきましては次年度につきましても現状維持でいかれるのか、この4点についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 蓑島商工観光部長。

○商工観光部長（蓑島由実君） 指定管理の温泉施設の状況についてのお尋ねでございます。

まず、高鷲湯の平温泉ですが、22年4月から奥長良観光株式会社へ指定管理委託しておりますが、22年度の入館者数は7万4,600人であり、21年度と比べますとおよそ5,497人の7.3%の減少ということでした。

これは、途中でポンプの事故がございまして、2カ月半休業したことが大きな要因でございまして、再開をしました以降の9月から翌年3月までの7カ月で比較をいたしますと、22年度は5万7,600、21年度は5万2,400ということで、およそ5,100人の増、10.0%の増加ということになります。23年度につきましても、ほぼ前年並みの入り込みで現在推移しているというところがございます。

特にスキー場を経営する企業でございまして、指定管理の企業が新しい温泉のパンフレットを作成・配布をしたり、あるいはスキー場の宣伝と一体となったそうした温泉のPR等も行ってきた、そうした営業の努力がこうした入り込み増につながっているものと思われまます。

21年度の決算でございますが、指定管理料500万円を含めまして総収入が3,931万円に対して総支出が3,401万円ということで、530万円の黒字決算でございました。これには休業中もいろいろやった、あるいは休業の補償の意味合いも含めての446万円という休業補償料も入っておりますけど、それを抜きましても84万円の黒字だったということでございます。

来年度の指定管理に向けてでございますが、そうした営業努力を見られる企業でございますので、そこを第一にということで、これまでの22年度のそうした営業の状況、それから今年度の営業、経営あるいは運営経費ですか、そうしたものをこれから詳細に調査をいたしまして、またその指定管理業者との聞き取りなども行いながら、次年度の指定管理者、指定管理料を決めていきたいと考えております。

次に、明宝温泉湯屋館でございますが、同じく22年4月から指定管理に出しておりますが、入館者数は22年度は10万8,300人でございます。前年と比べますと310人の増加、およそ0.3%の増加でございます。

また、食材供給施設が温泉の中でございますが、そちらの利用者数は1万9,600人ございまして、温泉に入館される方のおよそ18.1%の方がそちらへも利用されているというような状況でございます。

22年度決算で申しますと、指定管理料1,500万円を含めまして総収入額は1億270万円でございます。

す。総支出額が1億846万円でございます、当期の純損益が576万円のマイナス、赤字決算ということでございました。

いろんな経営努力をされて、いろんな営業活動をかけたり、あるいは温泉と岩盤浴のセット料金で少し割り引きをしたりというような努力をされてはいますけど、何せここ数年、温泉施設の利用はどこの温泉も全般に入館者数が減っておりますし、また都市近郊で新しいそうした温泉施設がふえてきているというような要因から、入館者数の減少というのが見られるということでございます。

現在、指定管理料1,500万円と高額でございます。今後、さらなる経営努力を期待するところでございますが、来年度の指定管理に向けましては、この22年度決算の内容それから23年度の経営状況等を詳細に分析しながら、また指定管理者、指定管理料を決めていきたいとしております。

以上です。

(16番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） どうもありがとうございました。日本まん真ん中子宝湯の指定管理についても通告をしておりますけど、時間の都合上、割愛させていただきますのでよろしくお願いします。

次に、ぎふ清流国体相撲競技開催に向けてということで、8月21日に開催されました第50回全国教職員相撲大会兼第67回国民体育大会相撲競技リハーサル大会が開催されましたが、清流国体に向けて実行委員会等でいろいろ協議されていることかと思えますけれども、市民の方から、今回の相撲競技開催地としてどのような歓迎計画が予定されているのかという話が来ましたので、ひとつお伺いしたいんですけども、市民の方から何とか、開催地でもいいと思うんですけども、花を植えて歓迎ムードを少し上げたらどうかというような声もありますので、この点についてお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） お答えさせていただきます。

先月の21日のリハーサル大会につきましては、議員各位にも御参加いただきましてありがとうございました。

開催地としての歓迎計画でございますけど、実行委員会の郡上大会における基本計画とか実施要綱等を定めまして、それに基づきまして進めさせていただいているところでございます。

花飾りにつきましては、先般のリハーサル大会でもそういった対応をさせていただきました。ぎふ清流国体の推奨花というのがございまして、郡上高校で育てられた1,000を越す苗を白鳥の自治会18自治会の協力を得まして、345のプランターに植えかえていただき、またその後の管理もしていただいたと。リハーサル大会に合わせて会場等へ搬入をいただいたというようなことでございます。

本大会に向けましては、リハーサル大会におきましては白鳥地域で対応をしていただきましたが、市内の自治会を初め広く市民の皆様に協力を求めて、その花飾り運動で全国各地からお越しになる皆様をお迎えしていきたいと、そういうふうを考えてございますので、よろしく願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） どうもありがとうございます。ぜひとも全国の皆さんに来ていただきますように大いに歓迎ムードを高めていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

それから、リハーサル大会に私たちも参加をさせていただいたんですけども、道路の工事中でもあったんですが、非常に現地までの行く道に若干迷いましたので、ぜひとも案内看板を立てていただくような方策もお願いしたいと思いますが、よろしく願いします。

それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で川嶋稔君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 野 田 龍 雄 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、5番 野田龍雄君の質問を許可いたします。

5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 日本共産党の野田龍雄でございます。3点到わって通告がしてありますので、それに従いまして質問をさせていただきます。

第1点目は、森林を整備する交付金の減額という問題でございます。

岐阜は木の国、山の国と謳われ、その自然を守り資源を生かすことが岐阜県の重要な課題であると、施策であるというように考えています。しかし、岐阜県は今年度森林整備交付金を減額しました。8月の下旬でしたが、私ども日本共産党の地方議員団も県へ行って要望活動を行った際、この問題についても問いただしをしました。

この森林整備交付金については、前年度40億円、今年度は36億円で減額したと。ことしの第3次補正で確保されるように要望をしていると。しかし森林整備基金が今年度、3年計画だったそうですが、これが終了したので、来年度はもっと減額となると。しかし何とか30億円は確保するよう努力したいというような林政部の返答がありました。内容については詳しくわからなかったので、林政部のところへも岐阜市の、お聞きをしたんですけども、なかなか詳しくはよくわからなかったというようなところでございます。

それで、郡上市は非常に森林面積も広い、市の90%を占める市でありますし、その森を守ることは、自然環境を守り、自然災害から地域の暮らしを守ることとなります。同時に、森林に関連する仕事に従事する人の雇用を守る上でも非常に大切であります。

この県の森林整備交付金の減額に対し、ことし6月、郡上市では7,000万円の補正予算を組んで間伐事業を推進するという事になっておりました。県のこの交付金の減額の経緯と市の対応についてお伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

御指摘のように郡上市にとっては森林整備、大変大切な事業でございます、ことしの予算事情は実は大変困っております。

ちょっと、若干その経緯をお話しを申し上げたいと思うんですが、若干ただいま野田議員がお話しをされた数字と少し違うかもしれませんが、私どもが承知をしている県のこの森林整備関係の予算について申し上げますと、この森林整備に関する予算は二種類ございまして、一つは、通常の森林整備事業という形でこれまで郡上市が活用しておった国が何%、県が何%、それに市が最終の補助率が95%になるように継ぎ足していたと。こういう通常のいわゆる森林整備事業でございます。それが一種類と、それからもう一種類、平成21年、22年、23年の3年間の緊急措置というか、特別措置ということで、条件不利森林整備加速化基金事業というちょっとややこしい名前なんですが、そういう条件の不利な森林の整備を加速化するために、各県に一定の3年間分の基金を配布をするから、それを3年間使って各県内へそれを交付することによって森林を整備してくださいと。これが岐阜県の場合に54億円、3年間分でございます。

実は、こういう加速化整備基金という事業で森林整備をするという事業が、平成23年度がその最終年度に来ておったということなんです。それで、実は県のほうがそういう加速化基金の事業が、あと最終年度で通常の間伐事業で県の総額ですが6億円ほど、それからいわゆる作業道の整備のための事業として3億6,000万円ほどあるということで、これは今年度に使い切ってしまうなければいけないということだったので、これが今年度はあるよということを前提にして、通常の森林整備事業の量を調整されたということなんです。それでそのために、通常の森林整備事業とそれから加速化基金事業というものを寄せた国・県の補助の総額は昨年度の22年度の33億円に対して35億円ということで、むしろ総額としては6%ほど増であるということであったわけです。したがって、県の言い方からすると、二つの制度を合わせてみれば、前年度並みよりちょっと以上の補助金は確保したよということであったわけです。

しかし、郡上市の場合に、従来から通常の森林整備事業というものを使って間伐事業等をやってきた関係で、今年度も自分たちのそういう形ですとやってきた森林整備事業という通常の整備事業での補助が通常どおり、こちらの要望どおりもらえるものというふうに期待をし、またそういう期待をしてもいいような昨年度あたりの空気があったようでございまして、そういう形でおつ

たわけです。

それで基金のほうは、昨年もちろん活用はしましたがことしはそんなに、最終年度ということで余ってる金を十分郡上市としては使いこなすだけの計画量を、あらかじめ計画として提出していなかったということでございます。したがって、その通常の森林整備事業は県のほうはこれは県の、財政課あたりがよく考えることなんです、他のほうの制度もあるわけですので、そちらの通常の森林整備事業のほうは対前年で75%の結局予算しか措置しなかったと。それから加速化基金事業のほうは最終年度の余りの分を全部それなら投入するよと、こういう形だったわけですよ。

そのために、郡上のほうの森林組合を初め各事業者が予定をしていた通常の森林整備事業のほうには予算枠が一生懸命頑張っても総枠の75%しかもらえないと。片一方の加速化基金事業のほうはもともと予定の計画を提出していなかったというようなことがあって、そうしていろいろ努力をして、最終的には今の条件不利の加速化基金事業をもう少しじゃあ追加して要望するよという形で、郡上市は大分要望したんですけども、合わせて最終的には約昨年に比べて両制度を通じて80%、八十二、三%ぐらいしか確保できないという状態になったと。そして非常に郡上市内の仕事量が減って、森林組合等はそうなると森林労働者がある程度、相当縮減をしなきゃいけないというようなことで非常に困ったというようなお話が私どものほうへ参ったわけでございます。

そういうことで、これは大変だということで、私どもとしてはこの前お諮りをして、何とか市でも単独事業として7,000万円を措置して、それで間伐事業が例年並みぐらいできるように何とか措置をしたと、こういう経緯であったわけでございます。

私の気持ちとしては県のほうに対して注文をすれば、そういう総体として確保して通常の森林整備事業を75%ぐらいの予算枠に抑えたというのはわかりますけども、それであるならば、やはりそれぞれの地域ごとに、大体通常の森林整備事業と加速化基金事業と合わせて例年並みぐらいの助成ができるように、きちっとそれぞれの地域の配分をしてくだされればよかったわけで、本来ならば郡上市はしたがって、通常のほうを予算枠の総枠が75になったから75しかやらないよということじゃなしに、もう少し本当は通常の制度のほうを郡上市は、こっちの加速化基金事業のほうは少ないんだからもう少し面倒を見て、全体として郡上市内の間伐や作業道の整備事業が例年並みにできるようにという形で配慮をしていただければよかったんですけども、随分努力をしたんですけども、なかなか難しく、さっき申し上げたようにいろんな形で努力をして後から追加要望等をしたんですけども、最終的には昨年度の8割ぐらいしか国・県補助金がいただけないという中で、市単独費を継ぎ足して、何とか少しでも市内の間伐や作業道の整備が進むように措置をしたと、こういう経緯でございます。

(5番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君）　そういうことで、非常にこれは影響もありますので、特に今後どうなのかというように心を心配しております。その点についても事情がわかっておれば示していただきたいし、今後市としてはどういう要望をしていくのか、それから国・県の動きはどうかという予測についてお伺いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君）　日置市長。

○市長（日置敏明君）　お答えをしたいと思います。今後の問題ということですが、今御承知のように平成24年度の予算編成に国は入っております。そういう中で、御承知のようにまた一定の経費を除いて10%カットで要求してこいと、そしてあとは各省庁の重点事業をまたみずからカットした分の1.5倍分ぐらいは何か別の重点事業という形でやって、それを最終的にはいろいろと特色づけて予算編成をするよみたいな形になっておりまして、決して来年度の通常の森林整備事業の国総体の予算枠の確保も容易な情勢ではないという状態だと思います。

したがって私たちとすれば、今の政権が当初は例えばCO<sub>2</sub>の25%カットとか、森林機能の整備というようなことを非常に言ったわけですから、ぜひともこの森林整備に目を開いてほしいということで、まずは一つは、平成24年度の当初の通常の森林整備事業の予算枠を目いっぱい確保してほしいということを要望しております。

それからもう一つ最近出てきているのは、この21年から23年までの期間に特例措置としてそういう条件不利森林の整備加速化基金事業というものを、そういう予算措置がされたわけでございますが、これを今回限りの措置としないでもう1回そういう措置をしてほしいと、それが先ほど県の林政部のほうでそういう要望もしたいということを行ったというふうに、言っておられるという話がありましたが、そういうことだと思いますけども。やはり私たちもこの条件不利森林の整備加速化基金の事業はもう今回限りの措置としないで、今度は来年度以降もまたやはり予算措置をしてほしいと、これは林業関係の団体等も含めて今国に要望してるということでございます。したがって、こういうものができ得る限り国のほうで確保できることが望ましいというふうに思っております。

それから、森林整備はこういう事業のほかに従来からのいわゆる森林開発公団の分収林事業という、今は森林総合整備研究所の農地森林総合整備センター事業というような形になってますが、そういう分収林事業なんかも結構、これは岐阜県内の森林整備ということである程度の事業量がございまして、こういう面の事業費の確保ということも一方で大切でございまして、私その水源林整備事業の岐阜県内の団体の長と、この東海北陸地域の団体の長をしておりますので、先日、全国のそうした役員とともに林野庁長官のところと、それから、党の関係のところですね、そういうところをこの団体としても回らせていただきました。そういうところで、何とか来年度の予算の確保ですね。

さらに言えば、今回第3次補正というような国の予算が検討されてますが、これが震災関係だけ



に限らず、今は非常に疲弊をしている国内のいろんな産業、そうしたものにも目配りして、そうしたところにも何とか少しでも措置してもらえればというような要望もあわせてしてるところでございます。

(5番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 新政権になって、先ほどからも話のありますように、期待をしとったけれどもなかなかそういうふうに進んでいないと、現実には。しかも震災による被害に遭いまして、それに対する対応も十分ではないというふうに私も思っております。そういう点では、非常に困難ではありますが、国民、市民の安心・安全ということではどうしても必要なものでありますので、ぜひ今の言われましたような要望も強めていただき、私どもも国会やいろんなところでそういう要求活動をしていきたいと思っておりますので、ぜひそういう御努力をお願いしたいと思います。

時間ありませんので次に入りたいと思います。

二つ目は、公共事業の入札と非常に高い落札率ということについてでございます。

これは、ことしこの前の8月の補正で非常に高い落札率が提示されました。ありました。その場で抗議といいますか御質問申し上げましたが、最近、特に学校関係の契約、その他もありますけれども、先般の社会福祉施設ですか、これらも非常に高かったと。やむを得ないというような、業者の努力もあるのだからという返答もありましたけれども、これ、ちょっと振り返ってみますと、21年には西和良・和良統合中学校、これは99.99%でした。このときの室内運動場とか校舎の電気設備工事等も非常に高い落札率であります。額も校舎では4億円幾ら、その他室内運動場も3億7,000万円とか非常に高額な契約でございます。それから次の22年、白鳥中学校の校舎建築工事、これも非常に高額な契約でございますけれども、校舎は96.76%、12億円ほどですね、12億8,940万円。それから室内運動場工事では97.80%、3億5,000どんだけ、同じく格技場建設工事98.37%、これも2億2,000万円ほどの事業であります。そしてことしの社会福祉施設の新築工事これは99.99%、約1億8,560万円となっておりますが、これらは非常に高い落札率であるというように思います。もしこれが妥当な価格であるとする、市が設定をした予定価格というのは非常に高い価格になるのではないかというように思うわけでございます。

ですから、そういった点で、報道等を見ましても、95%を超えるのは非常に高いと。これは全国の大企業の参入しておる入札では談合の疑いがあると言われる数字であるというふうに言われております。そういった点で、この問題をやはりもう少し明らかにする必要があるのではないかというように私は思いますので、その点で市がどうとらえてみえるかお聞きをしたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 入札の件で、特に、この前もお願いいたしました入札が99.9というの是非

常に高い落札率ということからお話があったわけでございますけども、いつも申し上げておりますようにこの入札につきましては、公平という点と競争という二つの面を持たさなければならないということがございます。これまでもいろんな形で合併前の入札制度から、いわゆる21年の7月に委員会をつくりまして、検討委員会をつくりまして、その段階からいろんな改正を行ってまいりました。例えばその一つが一般競争入札の導入とか、あるいは業者を郡上市全体の中で選定するとか、あるいは総合評価方式の拡充あるいは内訳書、すべてですね、すべて大きな工事については内訳書をもろうというようなこと、あるいは工事实績等々も見ようということ、それから顔を業者同士が合わせないように電子入札の導入も図るということでもあります。

今ほどお話がございましたいわゆる建築工事につきまして、確かに見てみますと平均落札率が21年、22年、23年、今御指摘のあったもので言いますと96.45%というものであります。今議員がおっしゃいました95以上が異常でないかということをおっしゃると、この部分については非常に解釈の分かれるところでございますけれども、要は内訳書を見ますと、この前もお話ししたわけですが、二次製品の単価をどう設定するかということなんです。設計段階において二次製品をある程度の絞り込みをして行いますと、特に建築費の場合は予定価格の公表もいたしておりませんから、すべての業者のものを見ると、かなり設計のほうが高く抑えてあるということがございます。ですから、これがいわゆる大量的に導入できるかできないかという、あるいは業者の力等々もあるんかもしれませんけれども、少なくとも定価からどういう形での設計金額を抑えるかといったことで大きな差が出てくると思っております。

ですから、その材料費あるいは二次製品のユニットとか、そういったものの抑え方によっては、これ設計の段階で非常に厳しく見てるんかなと、逆に郡上市の設計金額をですね。そのために業者のほうの落札が高くなるということで、我々としては、この前もお話ししましたように、設定したいわゆる予定価格あるいは設計の内受注していただければ、それは大変ありがたいことですし、そのような設計についても過度に高く見積もったり、定価でやってきておるということではなしに、それなりの実勢を合わせたものであるという判断をいたしておるわけですが、高い、いわゆる率的に99. というのはまさに業者の大体に近い金額的なところ、高いところもその後を見ましてそれほど大きな差はありませんので、いいところの設計で来てるんかなということは感じております。

(5番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 野田龍雄君。

○5番(野田龍雄君) 99.99%でそれ以外の業者も非常に細かい刻みで同じように読んでるということですね。そういう点で、私、この工事を受けたところが非常に安く受けて、あと、そこに働く人たちの賃金をうんと下げるとか、利益がほとんど出んというのではこれは正しい入札ではありません。

せんから、きちんとした入札はそういった点では企業努力もありますけれども、何とかして受けたという範囲でその企業がやっていけるものを示しているはずだというふうに思うんです。ところが、今ここで言いましたこの99.何%というこの入札を見ますと、ほかの企業も大体そう読んでいくという中で、これは問題あるというふうに言わなきゃならないというふうに私は思います。

そして、検討委員会でいろいろ努力されてきたということでもありますけれども、そして私もこの入札2年間ほどずっと、1,000万円以上でずっと見せてもらいますと、大体94%ぐらいになってますでしょうか、ずっと見ますと。全部計算したわけじゃありませんが、多かったというふうに思います。94、95%あたりが非常に多い。中にはいろいろありますけど。極端に低いことから非常に高いのありますけれども、大体そういうふうになっておる。これが普通であるというふうには私も思いませんけれども、どういう状況でいいのかわかりませんが、みんなが努力する中でこの程度でお互いにやっているんだと。企業としてもやっていける。こちらも発注してそれに見合った質のものができているというふうになってるのかなというふうに思ってます。

しかし、せっかくそうしたいろんな、例えば一般競争入札にしても実質的にはどのように作業してるのか。どうしても地元企業を重視すると、育成をしたいというのはあります。私どももそう思ってます。大切にしたいというように。けれども、そういうことのために、一般競争入札というものの、郡上地域の業者のみ入っているという入札が非常に多いです、総合評価方式とか内訳書を出してもらおうとかいろいろあって、それなりにその内容の正当性を評価する資料を得てみえるということも大事だと思いますけども、そういうものがこの2年間の間ですか、1年ちょっとですか、2年ありますね。21年から委員会をつくりそういうようなことをされて、どのようなそれらが入札の改善に結びついたか。もしそういう点での評価というか反省というか、そういうものがありましたら聞かせていただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） ちなみに、今ほどお話がございました建設工事につきましては92.91%です。最近の国等々の指導のもとではいわゆる一つは、この前もお話ししましたようにダンピング防止をしなさいということが1点と、それから、特にこの災害、今度の大地震等々を受けた関係もあるわけがございますけども、地域維持型工事の発注に努めよと。いわゆる地域の業者をできるだけ雇用を含めた単価設定をしながら業者が疲弊しないように、雇用の減にならないような設定の工夫をしなさいというような動き方もございます。あるいは、ダンピングも先ほど言いましたし、あとは予定価格の適正な設定ということでできるだけ、これまでは公表ということもやってみたわけですが、公表がいいのかはたまた公表しないのがいいのかと。

建設のほうにつきましては、今ほど言いましたように92.何%、建築のほうについても公表したらどうですかという業界からのいろんな意見もございます。そうしますとそのときにおいて、じゃ

適切な落札率とは一体何ぞやと、こういう議論になってくるわけですね。そのことを我々当然、少なくとも95%とか、先ほどおっしゃったように94%が適当ですなんて我々言うこともできませんので、要は、設計が適正になされておると、そしてなおかつ予定価格もそれなりの、我々がつくった予定価格がその地域において適正な率に応じたものであろうということは思っております。

ただ、今までお話がございましたように一般競争入札、特に、あるいは総合評価方式になりますと、非常に時間がかかると。これは県のほうを通じて共同でやっておる関係がございますので、入札の手續にかかるということで、なかなか総合評価方式については件数がふやしておりません。昨年でも5件、今年度も5件から6件ぐらいでできないかなということを思っておりますし、逆に一般競争入札を市内に広めた場合においては、入札に参加される業者の方ある程度限定されてくるといったことから、指名業者よりも少なくなっているというような実態の入札もございます。ですからその辺は随時指名委員会において理由等々を検討しながら進めているわけでございますけれども、ただ、あくまで競争原理が働く。あるいは公平性が保たれておるといのが入札の原則でございますので、そこ辺を守りながら、なおかつ落札率でどうのこうのでなしに、その辺のチェックをしながら、今求められておるダンピング防止とか、あるいは公平性というものの確保については努めてまいりたいということを思っております。

(5番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 野田龍雄君。

○5番(野田龍雄君) まだ検討しなければならない面があり、私どももお聞きをして分析もしたいなというような内容もありましたので、ちょっと次の質問もありますので、またの機会をぜひお願いしたいと思います。

3点目は、内ヶ谷ダムの必要性ということについて御質問をします。

もう既に8月31日でしたか30日に最終の報告が出されたというようなことを聞いております。この内ヶ谷ダムについては、郡上市内の方でも余り知らない人が多いんです。それでちょっと触れながら御質問したいと思います。このダムの堤の高さは81メートルほど、堤の幅は270メートル、総貯水容量は1,150万立方メートル、名古屋ドームの約9個分だということに言われております。そして有効貯水量は910万立方メートル、洪水調節容量は850万立方メートル、亀尾島川合流地点で約74センチの水位を低減する効果があると。美並町の下田で30センチ、美濃市で15、岐阜市で5センチと。美濃市や岐阜市より下流に対しては、このダムの水位低減効果は非常に少なく、この美並町においても30センチであり、これは堤防のかさ上げや河川改修で十分対応できるのではないかと考えるのですが、この点についてのお考えをお伺いします。

ダムをつくることによる自然環境への負荷は大きく、この点でのこの1年間ずっと行われた検討は、県民の検討会議が続いたわけですけれども、十分な説明がされていないというふうに私は思っ

ています。

平成16年の新潟水害のときにも、ここでは川が破堤して濁流が三条市に押し寄せたと。それから多くの住家が浸水。今回の東日本の大災害でも、これは福島県の須賀川市でかんがい用ダムの決壊災害、このダムは17メートルほどの堤だったそうですが、この崩壊で下流の集落は全壊・流出家屋19戸、浸水家屋55戸、住民が8名死亡というようなことが出ております。このようなことが起きてはいけませんけれども、この内ヶ谷ダムは堤の高さは81.5メートルですね、約4.5倍もあります。これが崩壊したら大変なことになると思います。そういうことも含めて、今後のこの運用を考えますと、本当に大丈夫かというようなことを心配しておりますけれども、こうした点について、特に美並町で30センチ程度の軽減ということについては、今回はこれ改修やりましたから、十分それに対応できるのかできないのか、そういった点も含めて市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 今回この内ヶ谷ダムの検証事業というのは、国の求めに応じて県のほうでなされたわけでございます。私は市長としての意見としては、郡上市とすれば、あるいは市の住民とすれば、極端なことを言えば長良川の治水というものがどんな方法でも早く確実にやってほしいというのが本音だと思います。そういう声を、じゃあ具体的に現実的にどんな方法で実現をするかということございまして、今回非常に幾つかの代替案というものを検討をされた中でこのダムと、それからやはり今お話がありました河道の改修ということを中心に引き続いてやるという、この組み合わせの対処案がいろんな意味で現実的であると、一番有意であるという報告がなされたわけございまして、私はほかの案に比べてこれが現実的であり、時間の上でも早くでき、費用の面でも合理的であるという判断をいたしましたので、早くやってもらいたいという要望をいたしました。

その他いろんな代替案というものは、例えば膨大な遊水地をつくるというような案であったり、あるいは非常に広大な水田に、今ある水田の通常の水位よりも15センチなべて全部貯水をさせるといような、そんなことが、いろんな作物をつくっていたりするとき、あるいは台風とかいろんなときに、それぞれの所有者が持っている田んぼのそんな貯水機能を実際に管理をすることができるかというようなことを考えると、代替案としてはかなり机上論に近いものが非常にあるなということを私は感じました。したがって、今回の案が一番現実的であるというふうに考えております。

ただ、確かに御承知のように、ダムは確かに現在自然に流下をしている河川を一定程度、それは遮断をいたします。そうしますと自然環境の問題ということも起こります。また、ただいま須賀川ダムのお話をされましたが、あれは私の理解では農業用水ダムであり、また構造はそんなコンクリートでできたダムではないというふうに理解をいたしておりますが、全く構造的には違うものであるというふうに思います。当然これからつくるダムは、例えば地震等の対策においても十分な安全性を見てつくられるというふうに思います。

それから、亀尾島川の合流で70センチ、それから美並町の辺で30センチと言いますけども、その70センチ、30センチは現地の人にとっては大変なことだと思います。それだけの流量がカットをされるということは、これまで危険な目に遭われた方々にとってはそれは大変なことであるというふうに思います。学者等が岐阜市のあたりへ行ったら5センチしかないからやる意味がないなどということを言っておられますけども、下流へ行って川幅が非常にふえるところで、しかも、また亀尾島川より下のほうで多数の支線、派線が流れ込む川で、そちらのほうでその程度のカットが効果しないのは当り前のこととございまして、私たち郡上市民が、私は郡上市としてやはり関心を持つべきは、郡上市内においてどれだけの、そういう洪水カット量があるかということをもまずは第一義に考えて、物を考えるべきだというふうに思っています。

(5番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 野田龍雄君。

○5番(野田龍雄君) 私は、岐阜市でわずかだからというだけの理由ではありません。亀尾島川の合流の地点、その下流でも水につかって、あそこは4軒か3軒家があつて大変困られたということも聞いております。けれどもそれは河川の改修でできることではないかというふうに思つておられます。そういう点で、県の方がこの前議会に見えたときにお聞きしたときも、全部を直すところなるんだから大変なお金がかかるというように言われるんですけど、本当に今、美並の下田のところの橋のところを今改修しましてやられておりますね。そのことでどんだけそういう効果が上がつてくるのかということをお考えますと、恐らく前より改善されたわけですからよくなつてくる。30センチと言いますけれども、恐らくそれ以上にいいんじゃないかと私は思うんですが、その辺は専門家の意見も聞きたいし、市としてもそれをどう判断してみえるか、そういう点で、すべてほかの案がいろいろ出ております。そのとおりのやつたらどえらい、物すごいお金がかかるようなアンケートの資料が出ておまして、どう思うかというやつがありますのが、あの中では、ほかに大変だからやっぱり今の案が一番いいというやつですけれども、私は自然を破壊するということと、それから改修できるところ、あるいはある程度、昔からそうですけれども、外へ出ても大丈夫な場所がありますね。大丈夫ではないんですけども、それはある程度、100年に一遍ということですから、甘受しなきゃならんようなところもあると思うんですよ。そういうことも含めて、現実的な対応として本当にこれでいいのかということをやはり決めなきゃならん。ここの説明会に私も出ておりましたが、うーんというふうに思うような説明でしたが、市長さんが今度、新聞では推進をしてほしいと言われたと。今説明もあつたんですけども、その説明の中で私が今言ったような幾つかの点で本当にいいんかと、しかもこれは実際に完成するのは平成39年ですか、後ですので、まだ十何年もかかると、そういうことを考えますと、問題があるなというふうに思つて、今質問させていただきました。

時間が来ましたので申しわけないですが、もしあればあれですけれども。もし御意見があればお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 簡略に。

○市長（日置敏明君） 時間がかかるから問題があるということですが、着手しなければもっと時間がかかるわけですので、私は早急にやはり現実的な案として今回十分検討されたこの案を推進してほしいと思います。これはダムだけではございません。ダムとやはり河道改修というものを組み合わせたものでございまして、まだまだこの郡上市内の長良川の河道改修はおっしゃるようにはたくさんやらなければならないところもあるというふうに考えております。

（「それじゃこれで終わります。ありがとうございます」と5番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） 以上で野田龍雄君の質問を終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（池田喜八郎君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。長時間にわたり御苦労さんでございました。

（午後 3時53分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 池田 喜八郎

郡上市議会議員 川嶋 稔

郡上市議会議員 森藤 雅毅